

議案第43号

淡路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件

淡路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように定める。

令和元年9月2日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項、第204条第3項及び地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の給与及び費用弁償について定めるものとする。

(会計年度任用職員の給与)

第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当をいい、同項第1号により採用された会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、報酬及び期末手当をいう。

2 給与は、他の条例に規定する場合のほか、現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員から自己名義の口座への振替の申出があるときは、口座振替の方法により支給することができる。

3 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、別表第1に定める給料表(以下「給料表」という。)によるものとし、職種の区分に応じて適用する。

2 前項の給料表は、全てのフルタイム会計年度任用職員に適用するものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の職務の級)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の程度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、

その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2の等級別基準職務表に定めるとおりとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の規定に基づく分類の基準に従い任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。第13条第2項を除き、以下同じ。）が決定する。

（フルタイム会計年度任用職員の号給）

第5条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の支給）

第6条 淡路市職員の給与に関する条例（平成17年淡路市条例第49号。以下「給与条例」という。）第14条及び第15条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第15条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の通勤手当）

第7条 給与条例第19条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

（フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当）

第8条 給与条例第21条第1項、第2項及び第4項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当）

第9条 給与条例第22条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において同条第1項中「において正規の勤務時間」とあるのは、「において当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この項において「正規の勤務時間」という。）」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当）

第10条 給与条例第23条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当）

第11条 給与条例第25条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用

する。

- 2 前項の規定により準用する給与条例第25条第1項の勤務は、第8条の規定により準用する給与条例第21条第1項、第9条の規定により準用する給与条例第22条第1項及び前条の規定により準用する給与条例第23条の勤務には含まれないものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の端数処理)

- 第12条 第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第8条の規定により準用する給与条例第21条、第9条の規定により準用する給与条例第22条及び第10条の規定により準用する給与条例第23条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

- 第13条 給与条例第29条から第31条までの規定は、任期の定めが6か月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

- 2 任期の定めが6か月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期(任命権者(法第6条第1項に規定する任命権者をいう。))を同じくするものに限る。次項及び第21条において同じ。)の定め合計が6か月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6か月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

- 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6か月未満のものに限る。)の定めと前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6か月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6か月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出)

- 第14条 第8条の規定により準用する給与条例第21条、第9条の規定により準用する給与条例第22条及び第10条の規定により準用する給与条例第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の減額)

- 第15条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)による休日(以下

「祝日法による休日」という。)(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

- 第16条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を淡路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年淡路市条例第35号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。この場合において、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間が37時間30分以上のときは、その勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間とみなす。
- 2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、次項の規定の例により計算して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を乗じて得た額とする。
- 3 時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に12を乗じ、勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから淡路市職員の給与に関する規則(平成17年淡路市規則第39号)第37条第2項第2号で定める時間を減じたもので除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

- 第17条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について、報酬を支給する。
- 2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を、時間外勤務に係る報

酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日（正規の勤務時間を割り振らない日をいう。第22条第4項において同じ。）の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号の定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50

（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬）

第18条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、正規の勤務時間中に勤務した全時間について、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、第1項に規定する報酬を支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)

第19条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その間に勤務した全時間について、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき第23条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125を乗じて得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理)

第20条 前3条の規定により勤務1時間につき支給する報酬の額及び第24条各項に規定する勤務1時間当たりの報酬額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第21条 給与条例第29条から第31条までの規定は、任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第29条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1か月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが6か月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6か月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め(6か月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6か月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第22条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

第23条 第17条から第19条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第16条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 第16条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額による報酬 第16条第3項の規定により計算して得た額

2 次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第16条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 前項第2号の規定により計算して得た額

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第24条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額して報酬を支給する。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場

合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第2号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額して報酬を支給する。

(会計年度任用職員の給与からの控除)

第25条 法第25条第2項の規定により、次に掲げるものは、会計年度任用職員に給与を支給する際、その給与から控除することができる。

- (1) 一般財団法人兵庫県市町職員互助会の掛金
- (2) 職員団体がその運営のため職員から徴収する経費
(特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第26条 第2条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第27条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第19条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

- 2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)支給日及び返納については、給与条例第19条第2項から第6項までの規定の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)

第28条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

- 2 旅行に係る費用弁償の額は、淡路市職員等の旅費に関する条例(平成17年淡路市条例第52号)の例による。

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(令和2年6月に支給する期末手当に係る在職期間の特例)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)による改正前の法(以下「改正前の法」という。)第17条に規定する一般職に属する職員として採用されていた者のうち1週間当たりの勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間の者及び改正前の法第22条第5項の規定に基づく臨時的任用を行われていた者に係る令和元年12月2日以降当該日までの引き続きいた当該職としての在職期間については、第13条第1項及び第21条第1項において準用する給与条例第29条第2項に規定する在職期間に通算するもの

とする。

別表第1（第3条関係）

給料表

| 職務の級 | 1級 | 2級 |
|------|---------|---------|
| 号給 | 給料月額 | 給料月額 |
| | 円 | 円 |
| 1 | 144,100 | 194,000 |
| 2 | 145,200 | 195,800 |
| 3 | 146,400 | 197,600 |
| 4 | 147,500 | 199,400 |
| 5 | 148,600 | 200,900 |
| 6 | 149,700 | 202,700 |
| 7 | 150,800 | 204,500 |
| 8 | 151,900 | 206,300 |
| 9 | 153,000 | 207,900 |
| 10 | 154,400 | 209,700 |
| 11 | 155,700 | 211,500 |
| 12 | 157,000 | 213,300 |
| 13 | 158,300 | 214,700 |
| 14 | 159,800 | 216,500 |
| 15 | 161,300 | 218,200 |
| 16 | 162,900 | 220,000 |
| 17 | 164,200 | 221,700 |
| 18 | 165,700 | 223,400 |
| 19 | 167,200 | 225,000 |
| 20 | 168,700 | 226,600 |
| 21 | 170,100 | 228,000 |
| 22 | 172,800 | 229,700 |
| 23 | 175,400 | 231,300 |
| 24 | 178,000 | 232,900 |
| 25 | 180,700 | 234,000 |
| 26 | 182,400 | 235,500 |
| 27 | 184,000 | 236,900 |
| 28 | 185,700 | 238,200 |

| | | |
|----|---------|---------|
| 29 | 187,200 | 239,500 |
| 30 | 188,900 | 240,700 |
| 31 | 190,700 | 241,700 |
| 32 | 192,400 | 242,900 |
| 33 | 194,000 | 244,200 |
| 34 | 195,400 | 245,300 |
| 35 | 196,900 | 246,500 |
| 36 | 198,400 | 247,800 |
| 37 | 199,700 | 248,700 |
| 38 | 201,000 | 250,100 |
| 39 | 202,200 | 251,500 |
| 40 | 203,500 | 252,900 |
| 41 | 204,800 | 254,300 |
| 42 | 206,100 | 255,700 |
| 43 | 207,400 | 257,100 |
| 44 | 208,700 | 258,400 |
| 45 | 209,800 | 259,600 |
| 46 | 211,100 | 260,900 |
| 47 | 212,400 | 262,300 |
| 48 | 213,700 | 263,600 |
| 49 | 214,800 | 264,700 |
| 50 | 215,900 | 265,800 |
| 51 | 216,900 | 267,100 |
| 52 | 218,000 | 268,400 |
| 53 | 219,100 | 269,400 |
| 54 | 220,100 | 270,500 |
| 55 | 221,000 | 271,800 |
| 56 | 222,000 | 273,100 |
| 57 | 222,400 | 274,000 |
| 58 | 223,300 | 275,000 |
| 59 | 224,100 | 275,900 |
| 60 | 224,900 | 277,000 |
| 61 | 225,600 | 278,100 |
| 62 | 226,600 | 279,100 |
| 63 | 227,400 | 280,000 |
| 64 | 228,300 | 281,000 |

| | | |
|-----|---------|---------|
| 65 | 229,000 | 281,500 |
| 66 | 229,800 | 282,400 |
| 67 | 230,700 | 283,100 |
| 68 | 231,700 | 284,000 |
| 69 | 232,400 | 285,000 |
| 70 | 233,100 | 285,800 |
| 71 | 233,700 | 286,600 |
| 72 | 234,500 | 287,400 |
| 73 | 235,300 | 288,200 |
| 74 | 236,000 | 288,700 |
| 75 | 236,700 | 289,100 |
| 76 | 237,300 | 289,600 |
| 77 | 238,000 | 289,800 |
| 78 | 238,800 | 290,100 |
| 79 | 239,600 | 290,300 |
| 80 | 240,300 | 290,700 |
| 81 | 240,800 | 290,900 |
| 82 | 241,500 | 291,100 |
| 83 | 242,200 | 291,500 |
| 84 | 242,900 | 291,800 |
| 85 | 243,500 | 292,100 |
| 86 | 244,200 | 292,400 |
| 87 | 244,900 | 292,700 |
| 88 | 245,600 | 293,100 |
| 89 | 246,100 | 293,400 |
| 90 | 246,600 | 293,800 |
| 91 | 246,900 | 294,100 |
| 92 | 247,300 | 294,500 |
| 93 | 247,600 | 294,700 |
| 94 | | 294,900 |
| 95 | | 295,200 |
| 96 | | 295,600 |
| 97 | | 295,800 |
| 98 | | 296,100 |
| 99 | | 296,500 |
| 100 | | 296,900 |

| | | |
|-----|--|---------|
| 101 | | 297,100 |
| 102 | | 297,400 |
| 103 | | 297,800 |
| 104 | | 298,100 |
| 105 | | 298,300 |
| 106 | | 298,600 |
| 107 | | 299,000 |
| 108 | | 299,300 |
| 109 | | 299,500 |
| 110 | | 299,900 |
| 111 | | 300,300 |
| 112 | | 300,600 |
| 113 | | 300,800 |
| 114 | | 301,000 |
| 115 | | 301,300 |
| 116 | | 301,700 |
| 117 | | 301,900 |
| 118 | | 302,100 |
| 119 | | 302,400 |
| 120 | | 302,700 |
| 121 | | 303,100 |
| 122 | | 303,300 |
| 123 | | 303,600 |
| 124 | | 303,900 |
| 125 | | 304,200 |

別表第2（第4条関係）

等級別基準職務表

| 職務の級 | 基準となる職務 |
|------|------------------------|
| 1級 | 定型的な業務を行う職務 |
| 2級 | 相当の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 |

議案第 4 4 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備等に関する条例制定の件

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
等に関する条例

令和元年 9 月 2 日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備等に関する条例

(淡路市職員定数条例の一部改正)

第 1 条 淡路市職員定数条例 (平成 1 7 年淡路市条例第 2 8 号) の一部を次のよう
に改正する。

第 1 条中「嘱託職員及び臨時的任用職員」を「地方公務員法 (昭和 2 5 年法律
第 2 6 1 号) 第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員及び同法第 2 2 条
の 3 に規定する臨時的任用職員」に改める。

(淡路市職員の分限並びに懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第 2 条 淡路市職員の分限並びに懲戒の手續及び効果に関する条例 (平成 1 7 年淡
路市条例第 2 9 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 項を加える。

4 法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員に対する第 1 項の規定
の適用については、同項中「 3 年を超えない範囲内」とあるのは「法第 2 2 条
の 2 第 2 項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

第 7 条中「月額」の右に「(法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員にあっ
ては、これに相当する報酬をいう。)」を加える。

(淡路市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第 3 条 淡路市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 (平成 1 7 年淡路市条
例第 3 4 号) の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(淡路市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 淡路市職員の育児休業等に関する条例(平成17年淡路市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「育児休業をしている職員」の右に「(会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。次条において同じ。))を除く。)」を加える。

第8条第1項中「育児休業をした職員」の右に「(会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第19条の表中「第21条第3項及び第35条第1項」を「及び第21条第3項」に改める。

(淡路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 淡路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年淡路市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

別表中「温泉運営審議会委員」を「岩屋温泉運営委員会」に、「文化財保護委員会」を「文化財保護審議会」に、

「

| | | | |
|---------|----|----|---------|
| 行政不服審査会 | 会長 | 日額 | 12,000円 |
| | 委員 | 日額 | 10,000円 |
| 審理員 | | 日額 | 12,000円 |

」

を

「

| | | | |
|---------|----|----|---------|
| 行政不服審査会 | 会長 | 日額 | 12,000円 |
| | 委員 | 日額 | 10,000円 |

」

に、

「

| | | |
|--------------------|------------|--------|
| 震災復興土地地区画整理事業審議会委員 | 日額 | 6,400円 |
| 上記以外の非常勤の委員等 | 職務の内容により、任 | |

| | |
|--|-----------------|
| | 命権者が市長と協議して定める額 |
|--|-----------------|

を
「

| | |
|-------------------|-----------|
| 震災復興土地区画整理事業審議会委員 | 日額 6,400円 |
|-------------------|-----------|

に改める。

(淡路市職員の給与に関する条例の一部改正)

第6条 淡路市職員の給与に関する条例(平成17年淡路市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第35条の見出し中「、非常勤職員等」を削り、同条第1項中「非常勤の職員(再任用短時間勤務職員を除く。)並びにこれら」を「これ」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(非常勤職員の給与)

第35条の2 この条例に定めるもののほか、常勤を要しない職員の給与は、別に条例で定める。

(淡路市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第7条 淡路市職員等の旅費に関する条例(平成17年淡路市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び法」を「、法」に改め、「占める職員」の右に「及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(淡路市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第8条 淡路市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年淡路市条例第289号)の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の右に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
 等に関する条例新旧対照表
 第1条による改正（淡路市職員定数条例の一部改正）

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|---|
| <p>（趣旨） 第1条 この条例は、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会に常時勤務する一般職の職員（<u>嘱託職員及び臨時的任用職員</u>を除く。以下「職員」という。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p> | <p>（趣旨） 第1条 この条例は、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会に常時勤務する一般職の職員（<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の3に規定する臨時的任用職員</u>を除く。以下「職員」という。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p> |

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例新旧対照表
 第2条による改正（淡路市職員の分限並びに懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|---|
| <p>（休職の効果） 第4条 （略） 2・3 （略）</p> <p>（減給の効果） 第7条 減給は、6月以下の期間、給料の月額 の10分の1以下に相当する額を給与から減 ずるものとする。</p> | <p>（休職の効果） 第4条 （略） 2・3 （略） <u>4 法第22条の2第1項に規定する会計年度 任用職員に対する第1項の規定の適用につい ては、同項中「3年を超えない範囲内」とあ るのは「法第22条の2第2項の規定に基づ き任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u></p> <p>（減給の効果） 第7条 減給は、6月以下の期間、給料の月額 <u>（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 にあつては、これに相当する報酬をいう。）</u>の 10分の1以下に相当する額を給与から減ず るものとする。</p> |

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
等に関する条例新旧対照表
第3条による改正（淡路市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改
正）

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|--|
| <p>（職員の派遣）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3） 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）<u>第22条第1項に規定する条件附採用</u>になっている職員（規則で定める職員を除く。）</p> <p>（4）（略）</p> <p>3（略）</p> | <p>（職員の派遣）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3） 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）<u>第22条に規定する条件付採用</u>になっている職員（規則で定める職員を除く。）</p> <p>（4）（略）</p> <p>3（略）</p> |

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
等に関する条例新旧対照表
第4条による改正（淡路市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|--|
| <p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 給与条例第32条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した時間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）</p> <p>第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>2（略）</p> <p>（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与条例の特例）</p> <p>第19条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする</p> | <p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 給与条例第32条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。次条において同じ。）を除く。</u>）のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した時間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）</p> <p>第8条 育児休業をした職員（<u>会計年度任用職員を除く。</u>）が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>2（略）</p> <p>（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与条例の特例）</p> <p>第19条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする</p> |

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
等に関する条例新旧対照表
第4条による改正（淡路市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

| 現 行 | | | 改 正 案 | | |
|---|----------------|-----------------------|-------------------------------------|----------------|-----------------------|
| 第10条 及び第1 1条第2 項 | (略) | (略) | 第10条 及び第1 1条第2 項 | (略) | (略) |
| 第12条 | (略) | (略) | 第12条 | (略) | (略) |
| 第13条 | (略) | (略) | 第13条 | (略) | (略) |
| | (略) | (略) | | (略) | (略) |
| 第19条 第2項第 2号、第2 1条第3 項及び第 35条第 1項 | 再任用短時 間勤務職員 | 育児短時間勤務に伴う 短時間勤務職員 | 第19条 第2項第 2号及び 第21条 第3項 | 再任用短時 間勤務職員 | 育児短時間勤務に伴う 短時間勤務職員 |
| 第34条 | (略) | (略) | 第34条 | (略) | (略) |
| | (略) | (略) | | (略) | (略) |

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例新旧対照表
 第5条による改正（淡路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

| 現 行 | 改 正 案 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---------------|------|---------|------------|-----|--|-------|--------------|--------------|-----------|--------------|--------------|--------|--------------|--------------|----------|--------------|--------------|----------|--------------|--------------|----------------|---------------|---------------|---------|---------------|---------------|-----|------------|--------------|---------------|--------------|-----|--|---|----|------|---------|------------|-----|--|-------|--------------|--------------|-----------|--------------|--------------|--------|--------------|--------------|----------|--------------|--------------|----------|--------------|--------------|----------------|---------------|---------------|---------|---------------|---------------|--------------|---------------|--|--------------|-----|--|
| <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第203条の2第4項</u>の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会委員</td> <td>月額 35,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">温泉審議会</td> <td>会長 日額 8,000円</td> </tr> <tr> <td>委員 日額 6,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">温泉運営審議会委員</td> <td>会長 日額 8,000円</td> </tr> <tr> <td>委員 日額 6,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">図書館協議会</td> <td>会長 日額 8,000円</td> </tr> <tr> <td>委員 日額 6,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">公民館運営審議会</td> <td>会長 日額 8,000円</td> </tr> <tr> <td>委員 日額 6,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">文化財保護委員会</td> <td>会長 日額 8,000円</td> </tr> <tr> <td>委員 日額 6,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">情報公開・個人情報保護審査会</td> <td>会長 日額 12,000円</td> </tr> <tr> <td>委員 日額 10,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">行政不服審査会</td> <td>会長 日額 12,000円</td> </tr> <tr> <td>委員 日額 10,000円</td> </tr> <tr> <td>審理員</td> <td>日額 12,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">公務災害補償等認定委員会</td> <td>委員長 日額 8,000円</td> </tr> <tr> <td>委員 日額 6,400円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 報酬の額 | 教育委員会委員 | 月額 35,000円 | (略) | | 温泉審議会 | 会長 日額 8,000円 | 委員 日額 6,400円 | 温泉運営審議会委員 | 会長 日額 8,000円 | 委員 日額 6,400円 | 図書館協議会 | 会長 日額 8,000円 | 委員 日額 6,400円 | 公民館運営審議会 | 会長 日額 8,000円 | 委員 日額 6,400円 | 文化財保護委員会 | 会長 日額 8,000円 | 委員 日額 6,400円 | 情報公開・個人情報保護審査会 | 会長 日額 12,000円 | 委員 日額 10,000円 | 行政不服審査会 | 会長 日額 12,000円 | 委員 日額 10,000円 | 審理員 | 日額 12,000円 | 公務災害補償等認定委員会 | 委員長 日額 8,000円 | 委員 日額 6,400円 | (略) | | <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第203条の2第5項</u>の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会委員</td> <td>月額 35,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">温泉審議会</td> <td>会長 日額 8,000円</td> </tr> <tr> <td>委員 日額 6,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">岩屋温泉運営委員会</td> <td>会長 日額 8,000円</td> </tr> <tr> <td>委員 日額 6,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">図書館協議会</td> <td>会長 日額 8,000円</td> </tr> <tr> <td>委員 日額 6,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">公民館運営審議会</td> <td>会長 日額 8,000円</td> </tr> <tr> <td>委員 日額 6,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">文化財保護審議会</td> <td>会長 日額 8,000円</td> </tr> <tr> <td>委員 日額 6,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">情報公開・個人情報保護審査会</td> <td>会長 日額 12,000円</td> </tr> <tr> <td>委員 日額 10,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">行政不服審査会</td> <td>会長 日額 12,000円</td> </tr> <tr> <td>委員 日額 10,000円</td> </tr> <tr> <td>公務災害補償等認定委員会</td> <td>委員長 日額 8,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>委員 日額 6,400円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 報酬の額 | 教育委員会委員 | 月額 35,000円 | (略) | | 温泉審議会 | 会長 日額 8,000円 | 委員 日額 6,400円 | 岩屋温泉運営委員会 | 会長 日額 8,000円 | 委員 日額 6,400円 | 図書館協議会 | 会長 日額 8,000円 | 委員 日額 6,400円 | 公民館運営審議会 | 会長 日額 8,000円 | 委員 日額 6,400円 | 文化財保護審議会 | 会長 日額 8,000円 | 委員 日額 6,400円 | 情報公開・個人情報保護審査会 | 会長 日額 12,000円 | 委員 日額 10,000円 | 行政不服審査会 | 会長 日額 12,000円 | 委員 日額 10,000円 | 公務災害補償等認定委員会 | 委員長 日額 8,000円 | | 委員 日額 6,400円 | (略) | |
| 区分 | 報酬の額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教育委員会委員 | 月額 35,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 温泉審議会 | 会長 日額 8,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 委員 日額 6,400円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 温泉運営審議会委員 | 会長 日額 8,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 委員 日額 6,400円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 図書館協議会 | 会長 日額 8,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 委員 日額 6,400円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公民館運営審議会 | 会長 日額 8,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 委員 日額 6,400円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 文化財保護委員会 | 会長 日額 8,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 委員 日額 6,400円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 情報公開・個人情報保護審査会 | 会長 日額 12,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 委員 日額 10,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 行政不服審査会 | 会長 日額 12,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 委員 日額 10,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 審理員 | 日額 12,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公務災害補償等認定委員会 | 委員長 日額 8,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 委員 日額 6,400円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 報酬の額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教育委員会委員 | 月額 35,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 温泉審議会 | 会長 日額 8,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 委員 日額 6,400円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 岩屋温泉運営委員会 | 会長 日額 8,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 委員 日額 6,400円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 図書館協議会 | 会長 日額 8,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 委員 日額 6,400円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公民館運営審議会 | 会長 日額 8,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 委員 日額 6,400円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 文化財保護審議会 | 会長 日額 8,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 委員 日額 6,400円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 情報公開・個人情報保護審査会 | 会長 日額 12,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 委員 日額 10,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 行政不服審査会 | 会長 日額 12,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 委員 日額 10,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公務災害補償等認定委員会 | 委員長 日額 8,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 委員 日額 6,400円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
 等に関する条例新旧対照表
 第5条による改正（淡路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関
 する条例の一部改正）

| 現 行 | | 改 正 案 | |
|-----------------------|---------------------------------------|-----------------------|-----------|
| 震災復興土地区画整理事業 審議会委員 | 日額 6,400円 | 震災復興土地区画整理事業 審議会委員 | 日額 6,400円 |
| 上記以外の非常勤の委員等 | 職務の内容に より、任命権者 が市長と協議 して定める額 | | |

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
 等に関する条例新旧対照表
 第6条による改正（淡路市職員の給与に関する条例の一部改正）

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|--|
| <p>（<u>臨時的任用職員、非常勤職員等の給与</u>） 第35条 臨時的に任用される職員及び<u>非常勤の職員（再任用短時間勤務職員を除く。）並びにこれら</u>に準ずる職員の給与については、前各条の規定にかかわらず、その職務の内容、責任の軽重、勤務の形態等、他の職員との均衡を考慮して、規則で定める。</p> <p>2～4 （略）</p> | <p>（<u>臨時的任用職員の給与</u>） 第35条 臨時的に任用される職員及び<u>これに</u>準ずる職員の給与については、前各条の規定にかかわらず、その職務の内容、責任の軽重、勤務の形態等、他の職員との均衡を考慮して、規則で定める。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（<u>非常勤職員の給与</u>） <u>第35条の2 この条例に定めるもののほか、常勤を要しない職員の給与は、別に条例で定める。</u></p> |

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
等に関する条例新旧対照表
第7条による改正（淡路市職員等の旅費に関する条例の一部改正）

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|--|
| <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）職員 法第3条第2項に規定する一般職の職員のうち、常勤の職員及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。</p> <p>（2）～（6）（略）</p> <p>2（略）</p> | <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）職員 法第3条第2項に規定する一般職の職員のうち、常勤の職員、<u>法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員</u>をいう。</p> <p>（2）～（6）（略）</p> <p>2（略）</p> |

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
等に関する条例新旧対照表
第8条による改正（淡路市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改
正）

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|---|
| <p>（任命権者の報告事項）</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>（1）～（12）（略）</p> | <p>（任命権者の報告事項）</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>（1）～（12）（略）</p> |

議案第 4 5 号

淡路市放置自動車の処理に関する条例制定の件

淡路市放置自動車の処理に関する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 2 日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市放置自動車の処理に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、市有地等に放置された自動車の処理について必要な事項を定めることにより、市有地等の利用上又は管理上の障害を除去し、速やかにその機能の回復を図ることを目的とする。

(他の条例との関係)

第 2 条 原動機付自転車の処理については、淡路市放置自転車等の防止に関する条例(平成 1 7 年淡路市条例第 1 4 1 号)に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(定義)

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市有地等 市が所有し、又は管理する土地及び施設をいう。
- (2) 自動車 道路運送車両法(昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 項に規定する自動車及び同条第 3 項に規定する原動機付自転車をいう。
- (3) 放置 自動車が正当な権原に基づき置くことが認められた場所以外の場所に相当の期間置かれていることをいう。
- (4) 放置自動車 市有地等に放置されている自動車をいう。
- (5) 所有者等 自動車の所有権、占有権若しくは使用权を有する者又は自動車を放置し、若しくは放置させた者をいう。
- (6) 使用済自動車 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成 1 4 年法律第 8 7 号。以下「自動車リサイクル法」という。)第 2 条第 2 項に規定する使用済自動車をいう。

(7) 引取業者 自動車リサイクル法第2条第11項に規定する引取業者をいう。

(放置の禁止)

第4条 何人も、正当な理由なく、市有地等に自動車を放置し、若しくは放置させ、又はこれを放置し、若しくは放置させようとする者に協力してはならない。

(警告書)

第5条 市長は、放置自動車があるときは、所有者等に対して当該放置自動車の撤去を促すため、直ちに撤去すべき旨を記載した警告書を当該放置自動車に貼り付けるものとする。

(調査等)

第6条 市長は、放置自動車があるときは、その職員に、当該放置自動車の状況、所有者等その他の事項を調査させることができる。

2 市長は、放置自動車があるときは、当該放置自動車が置かれていた場所を管轄する警察署にその旨を通報するものとする。

3 市長は、第1項の規定による調査を行ってもなお放置自動車の所有者等が判明しないときは、その職員に、その目的を達成するために必要な最小限度において、車内を調査させることができる。この場合において、当該放置自動車が施錠されているときは、当該施錠を解錠させることができる。

4 第1項及び第3項の規定による調査(以下「状況等の調査」という。)をしようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 状況等の調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告及び命令)

第7条 市長は、状況等の調査により放置自動車の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、期限を定めて当該放置自動車を撤去するよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた所有者等が当該勧告に従わないときは、期限を定めてその者に対し、当該放置自動車を撤去するよう命ずることができる。

(放置自動車の移動等)

第8条 市長は、第5条の規定により警告書を貼り付けた日から起算して14日を経過してもなお当該放置自動車が移動されない場合において、市有地等の利用上又は管理上の支障が生ずるおそれがあると認めるときは、当該放置自動車を移動し、保管することができる。

2 市長は、前項の規定により放置自動車を移動し、保管したときは、当該放置自動車の所有者等に対し、その旨及び当該放置自動車の引取りに関し必要な事項を

通知するものとする。ただし、当該放置自動車の所有者等が判明しない場合又は所有者等が判明したがその所在が明らかでない場合は、その放置されていた場所又はその付近に、当該放置自動車を移動した旨及び引取りに関し必要な事項を表示するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により放置自動車を移動し、保管したときは、その旨及び規則で定める事項を告示するものとする。

(使用済自動車)

第9条 市長は、状況等の調査を行ってもなお放置自動車の所有者等が判明しない場合又は所有者等が判明したがその所在が明らかでない場合において、第5条の規定による警告書を貼り付けた日から起算して1か月を経過し、かつ、当該放置自動車が次の各号のいずれかに該当するときは、当該放置自動車を使用済自動車とみなすことができる。

- (1) 自動車として本来の用に供することが困難であると認められるとき。
- (2) 放置されている場所その他の状況から投棄の意思が推定される時。
- (3) 法第11条第1項に規定する自動車登録番号標、法第73条第1項に規定する車両番号標その他これに類する標識が滅失し、又は判読が困難な程度に損傷し、かつ、法第7条第1項第2号に規定する車台番号又はこれに類する車体の刻印若しくは表示が滅失し、又は判読が困難な程度に損傷しているとき。

- 2 市長は、前項の規定により放置自動車を使用済自動車とみなすに当たり、必要があると認めるときは、自動車に関し専門的な知識を有する者の意見を聴くことができる。

- 3 市長は、第1項の規定により放置自動車を使用済自動車とみなしたときは、その旨及び当該使用済自動車とみなされた放置自動車を次条の規定により処分する旨並びに規則で定める事項を告示するものとする。

(処分)

第10条 市長は、前条第3項の規定による告示の日から14日を経過してもなお当該告示に係る放置自動車の引取りがないときは、当該放置自動車を引取業者に引き渡す等の方法により処分することができる。

(第9条第1項の規定に該当しない放置自動車に対する措置)

第11条 市長は、放置自動車が第9条第1項の規定に該当しないと認めるときは、次に掲げる事項及び規則で定める事項を告示するものとする。

- (1) 当該告示に係る放置自動車を直ちに引き取るべき旨
- (2) 告示の日から起算して6か月を経過しても引取りがない場合には、当該告示に係る放置自動車を処分する旨

- 2 市長は、前項の規定による告示の日から起算して6か月を経過してもなお当該告示に係る放置自動車の引取りがないときは、当該放置自動車を処分することが

できる。

(費用の徴収)

第12条 市長は、放置自動車の所有者等が当該放置自動車を引き取ろうとするときは、当該放置自動車の所有者等に対し、当該放置自動車の移動及び保管に要した費用を徴収することができる。

2 市長は、第10条又は前条第2項の規定により放置自動車を処分した場合において、当該放置自動車の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、当該放置自動車の移動及び保管並びに処分に要した費用を徴収することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和元年11月1日から施行する。

議案第46号

淡路市森林環境整備基金条例制定の件

淡路市森林環境整備基金条例を次のように定める。

令和元年9月2日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市森林環境整備基金条例

(設置)

第1条 森林の整備並びにそれを担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策に要する費用の財源に充てるため、淡路市森林環境整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 市が国から譲与を受ける森林環境譲与税のうち、予算で定める額
- (2) 基金の運用から生ずる収益の額

(基金の管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(基金の運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第5条 基金は、第1条に規定する目的を達成するために要する費用の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。

(基金の繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 47 号

淡路市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 2 日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市企業立地促進条例の一部を改正する条例

淡路市企業立地促進条例（平成 25 年淡路市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成 35 年 3 月 31 日」を「令和 5 年 3 月 31 日」に改める。

別表中「農林水産物等販売事業」を「指定業種」に改め、「承認地域経済牽引事業者が行う事業」及び「承認地域経済牽引事業者が行う事業」の右に「、指定業種」を加え、同表備考 4 第 5 号中「業種」の右に「（指定業種を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

淡路市企業立地促進条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 現 行 | | 改 正 案 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|--|-----------------------|---|--|--------------|---------------------|--------------------------------|-----------------------|---------------|---|----------------------------------|--------------------|---|---|--|------------------|-----------|--|--|--------------|---------------------|--------------------------------|-----------------------|---------------|---|----------------------------------|--------------------|---|
| <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略) (この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>平成 3 5 年 3 月 3 1 日</u>限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効前に指定を受けた事業者に対するこの条例の規定は、この条例の失効後も、なおその効力を有する。 (下水道使用料に対する助成金における投下固定資産総額の特例)</p> <p>3 (略)</p> <p>別表 (第 4 条、第 5 条関係)</p> | | <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略) (この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>令和 5 年 3 月 3 1 日</u>限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効前に指定を受けた事業者に対するこの条例の規定は、この条例の失効後も、なおその効力を有する。 (下水道使用料に対する助成金における投下固定資産総額の特例)</p> <p>3 (略)</p> <p>別表 (第 4 条、第 5 条関係)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">奨励金等 の種類 類</th> <th colspan="3">事業者の指定の要件</th> <th rowspan="2">奨励金の交 付期間</th> </tr> <tr> <th>事業の内容 に関する要 件</th> <th>投下固 定資産 総額に 関する 要件</th> <th>従業員 に 関する 要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>立地 奨励 金</td> <td>製造業、電 気・ガス・ 熱供給業、 情報通信 業、運輸業、 宿泊業、教 育、学習支 援業、医療 業、老人福 祉・介護事 業、自然科 学研究所、 サービス業</td> <td>投下固 定資産 総額 1 億円を 超える</td> <td>従業員 数 3 人 以上</td> <td>3 年以内 (淡路市過 疎地域にお ける固定資 産税の課税 免除に 関する 条例 (平 成 1 7 年淡 路市条例第 9 2 号) の 規定による 固定資産税 の課税免除</td> </tr> </tbody> </table> | | 奨励金等 の種類 類 | 事業者の指定の要件 | | | 奨励金の交 付期間 | 事業の内容 に関する要 件 | 投下固 定資産 総額に 関する 要件 | 従業員 に 関する 要件 | 立地 奨励 金 | 製造業、電 気・ガス・ 熱供給業、 情報通信 業、運輸業、 宿泊業、教 育、学習支 援業、医療 業、老人福 祉・介護事 業、自然科 学研究所、 サービス業 | 投下固 定資産 総額 1 億円を 超える | 従業員 数 3 人 以上 | 3 年以内 (淡路市過 疎地域にお ける固定資 産税の課税 免除に 関する 条例 (平 成 1 7 年淡 路市条例第 9 2 号) の 規定による 固定資産税 の課税免除 | <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">奨励金等 の種類 類</th> <th colspan="3">事業者の指定の要件</th> <th rowspan="2">奨励金の交 付期間</th> </tr> <tr> <th>事業の内容 に関する要 件</th> <th>投下固 定資産 総額に 関する 要件</th> <th>従業員 に 関する 要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>立地 奨励 金</td> <td>製造業、電 気・ガス・ 熱供給業、 情報通信 業、運輸業、 宿泊業、教 育、学習支 援業、医療 業、老人福 祉・介護事 業、自然科 学研究所、 サービス業</td> <td>投下固 定資産 総額 1 億円を 超える</td> <td>従業員 数 3 人 以上</td> <td>3 年以内 (淡路市過 疎地域にお ける固定資 産税の課税 免除に 関する 条例 (平 成 1 7 年淡 路市条例第 9 2 号) の 規定による 固定資産税 の課税免除</td> </tr> </tbody> </table> | | 奨励金等 の種類 類 | 事業者の指定の要件 | | | 奨励金の交 付期間 | 事業の内容 に関する要 件 | 投下固 定資産 総額に 関する 要件 | 従業員 に 関する 要件 | 立地 奨励 金 | 製造業、電 気・ガス・ 熱供給業、 情報通信 業、運輸業、 宿泊業、教 育、学習支 援業、医療 業、老人福 祉・介護事 業、自然科 学研究所、 サービス業 | 投下固 定資産 総額 1 億円を 超える | 従業員 数 3 人 以上 | 3 年以内 (淡路市過 疎地域にお ける固定資 産税の課税 免除に 関する 条例 (平 成 1 7 年淡 路市条例第 9 2 号) の 規定による 固定資産税 の課税免除 |
| 奨励金等 の種類 類 | 事業者の指定の要件 | | | 奨励金の交 付期間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 事業の内容 に関する要 件 | 投下固 定資産 総額に 関する 要件 | 従業員 に 関する 要件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 立地 奨励 金 | 製造業、電 気・ガス・ 熱供給業、 情報通信 業、運輸業、 宿泊業、教 育、学習支 援業、医療 業、老人福 祉・介護事 業、自然科 学研究所、 サービス業 | 投下固 定資産 総額 1 億円を 超える | 従業員 数 3 人 以上 | 3 年以内 (淡路市過 疎地域にお ける固定資 産税の課税 免除に 関する 条例 (平 成 1 7 年淡 路市条例第 9 2 号) の 規定による 固定資産税 の課税免除 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 奨励金等 の種類 類 | 事業者の指定の要件 | | | 奨励金の交 付期間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 事業の内容 に関する要 件 | 投下固 定資産 総額に 関する 要件 | 従業員 に 関する 要件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 立地 奨励 金 | 製造業、電 気・ガス・ 熱供給業、 情報通信 業、運輸業、 宿泊業、教 育、学習支 援業、医療 業、老人福 祉・介護事 業、自然科 学研究所、 サービス業 | 投下固 定資産 総額 1 億円を 超える | 従業員 数 3 人 以上 | 3 年以内 (淡路市過 疎地域にお ける固定資 産税の課税 免除に 関する 条例 (平 成 1 7 年淡 路市条例第 9 2 号) の 規定による 固定資産税 の課税免除 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

淡路市企業立地促進条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 現 行 | | | | 改 正 案 | | | | |
|-----|---------------------------------|---|----------------|--|---|------------------|----------------|---|
| | 、 <u>農林水産物等販売業</u> | | の適用を受けたものを除く。) | | 、 <u>指定業種</u> | | の適用を受けたものを除く。) | |
| | 承認地域 ^{けん} 経済牽引事業者が行う事業 | 投下固定資産総額 5,000万円を超え1億円以下の者(市内に事業所を有する者であつて、備考2に規定する業種以外の業種の者に限る。) | | 承認地域 ^{けん} 経済牽引事業者が行う事業、 <u>指定業種</u> | 投下固定資産総額 5,000万円を超え1億円以下の者(市内に事業所を有する者であつて、備考2に規定する業種以外の業種の者に限る。) | | | |
| | | 投下固定資産総額1億円を超える者 | 従業員数10人以上 | | | 投下固定資産総額1億円を超える者 | 従業員数10人以上 | 淡路市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例 |

淡路市企業立地促進条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 現 行 | | | | | 改 正 案 | | | | |
|---------------|---|-----------------|----------|--|---------------|--|-----------------|----------|--|
| | | | | (平成25年淡路市条例第28号)又は淡路市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の規定による固定資産税の課税免除の適用を受けた期間の翌年度から2年以内 | | | | | (平成25年淡路市条例第28号)又は淡路市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の規定による固定資産税の課税免除の適用を受けた期間の翌年度から2年以内 |
| 雇用 奨励 金 | 製造業、電気・ガス・熱供給業、情報通信業、運輸業、宿泊業、教育、学習支援業、医療業、老人福祉・介護事業、自然科学研究所、サービス業、 <u>農林水産物等販売業</u> | 投下固定資産総額1億円を超える | 従業者数3人以上 | 3年以内 | 雇用 奨励 金 | 製造業、電気・ガス・熱供給業、情報通信業、運輸業、宿泊業、教育、学習支援業、医療業、老人福祉・介護事業、自然科学研究所、サービス業、 <u>指定業種</u> | 投下固定資産総額1億円を超える | 従業者数3人以上 | 3年以内 |

淡路市企業立地促進条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 現 行 | | | | | 改 正 案 | | | | |
|--------------------------------|---|------------------|-----------|------|--------------------------------|--|------------------|-----------|------|
| | 承認地域経済牽引事業者が行う事業 | 投下固定資産総額1億円を超える者 | 従業員数3人以上 | 3年以内 | | 承認地域経済牽引事業者が行う事業、 <u>指定業種</u> | 投下固定資産総額1億円を超える者 | 従業員数3人以上 | 3年以内 |
| | | 投下固定資産総額5億円を超える者 | 従業員数20人以上 | 5年以内 | | | 投下固定資産総額5億円を超える者 | 従業員数20人以上 | 5年以内 |
| 明石海峡大橋及び大鳴門橋通行料並びに水道使用料に対する助成金 | 製造業、電気・ガス・熱供給業、情報通信業、運輸業、宿泊業、教育、学習支援業、医療業、老人福祉・介護事業、自然科学研究所、サービス業、 <u>農林水産物等販売業</u> | 投下固定資産総額1億円を超える者 | 従業員数3人以上 | 3年以内 | 明石海峡大橋及び大鳴門橋通行料並びに水道使用料に対する助成金 | 製造業、電気・ガス・熱供給業、情報通信業、運輸業、宿泊業、教育、学習支援業、医療業、老人福祉・介護事業、自然科学研究所、サービス業、 <u>指定業種</u> | 投下固定資産総額1億円を超える者 | 従業員数3人以上 | 3年以内 |
| | | 投下固定資産総額5億円を超える者 | 従業員数20人以上 | 5年以内 | | | 投下固定資産総額5億円を超える者 | 従業員数20人以上 | 5年以内 |
| | 承認地域経済牽引事業者が行う事業 | 投下固定資産総額1億円を超える者 | 従業員数3人以上 | 3年以内 | | 承認地域経済牽引事業者が行う事業、 <u>指定業種</u> | 投下固定資産総額1億円を超える者 | 従業員数3人以上 | 3年以内 |
| | | 投下固定資産総額5億円を超える者 | 従業員数20人以上 | 5年以内 | | | 投下固定資産総額5億円を超える者 | 従業員数20人以上 | 5年以内 |

淡路市企業立地促進条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 現 行 | | | | | 改 正 案 | | | | |
|---|---|---------------|--------|--------|--|---|---------------|--------|--------|
| | | 総額 5 億円を超える者 | 人以上 | | | | 総額 5 億円を超える者 | 人以上 | |
| 下水道使用料に対する助成金 | 承認地域経済牽引事業者が行う事業（新たに 5 ヘクタール以上の土地を取得し、かつ、年間下水道を使用する量が 50,000 立方メートルを超える者に限る。） | 総額 10 億円を超える者 | 20 人以上 | 30 年以内 | 下水道使用料に対する助成金 | 承認地域経済牽引事業者が行う事業、 <u>指定業種</u> （新たに 5 ヘクタール以上の土地を取得し、かつ、年間下水道を使用する量が 50,000 立方メートルを超える者に限る。） | 総額 10 億円を超える者 | 20 人以上 | 30 年以内 |
| 備考 | | | | | 備考 | | | | |
| 1～3 (略) | | | | | 1～3 (略) | | | | |
| 4 事業の内容に関する要件に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。 | | | | | 4 事業の内容に関する要件に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。 | | | | |
| (1)～(4) (略) | | | | | (1)～(4) (略) | | | | |
| (5) 宿泊業 日本標準産業分類による中分類 75 に属する業種をいう。 | | | | | (5) 宿泊業 日本標準産業分類による中分類 75 に属する業種（ <u>指定業種を除く。</u> ）をいう。 | | | | |
| (6)～(10) (略) | | | | | (6)～(10) (略) | | | | |
| (11) <u>農林水産物等販売業</u> 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 30 条に規定する業種をいう。 | | | | | (11) <u>指定業種</u> 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 30 条に規定する業種をいう。 | | | | |
| (12) (略) | | | | | (12) (略) | | | | |

議案第 48 号

淡路市職員の分限並びに懲戒の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例制定の件

淡路市職員の分限並びに懲戒の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 2 日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市職員の分限並びに懲戒の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例

(淡路市職員の分限並びに懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第 1 条 淡路市職員の分限並びに懲戒の手續及び効果に関する条例 (平成 17 年淡路市条例第 29 号) の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「法第 16 条第 2 号」を「法第 16 条第 1 号」に改める。

(淡路市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第 2 条 淡路市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 (平成 17 年淡路市条例第 46 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「、若しくは地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号) 第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削り、同条第 3 項中「、若しくは失職し」を削る。

(淡路市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 3 条 淡路市職員の給与に関する条例 (平成 17 年淡路市条例第 49 号) の一部を次のように改正する。

第 29 条第 1 項中「、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削り、同条第 4 項中「、若しくは失職し」を削る。

第 30 条第 2 号中「(法第 16 条第 1 号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同条第 3 号及び第 4 号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第 32 条第 1 項中「、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項

の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第36条第6項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第2項又は第3項の規定の」に改める。

第31条中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(淡路市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第4条 淡路市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成17年淡路市条例第218号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号を削り、同条第2号中「禁錮」を「禁錮」に、「終る」を「終わる」に改め、同号を同条第1号とし、同条中第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第5条第1項第3号中「団員に」を「前2号に掲げる場合のほか、団員に」に改め、同条第2項第1号中「第3号」を「第2号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和元年12月14日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する日前に第1条の規定による改正前の淡路市職員の分限並びに懲戒の手續及び効果に関する条例の規定に基づき行われた処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)第44条の規定による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第3条の規定による改正後の淡路市職員の給与に関する条例第29条第1項及び第4項、第30条第2号(同条例第32条第5項及び第36条第7項において準用する場合を含む。)第32条第1項及び第2項第1号並びに第36条第6項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 施行日前に第4条の規定による改正前の淡路市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の規定に基づき行われた処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

淡路市職員の分限並びに懲戒の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表
 第1条による改正（淡路市職員の分限並びに懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|--|
| <p>（失職の例外）</p> <p>第9条 <u>法第16条第2号</u>に該当するに至った職員のうち、その罪が過失によるものであり、かつ、刑の執行を猶予された者については、その情状を考慮する必要があると認めるときは、その職を失わないものとする。</p> <p>2 （略）</p> | <p>（失職の例外）</p> <p>第9条 <u>法第16条第1号</u>に該当するに至った職員のうち、その罪が過失によるものであり、かつ、刑の執行を猶予された者については、その情状を考慮する必要があると認めるときは、その職を失わないものとする。</p> <p>2 （略）</p> |

淡路市職員の分限並びに懲戒の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表
 第2条による改正（淡路市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正）

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|--|
| <p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する特別職の職員に対して、給与条例に規定する期末手当の支給日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、<u>若しくは</u> <u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した特別職の職員についても、同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した特別職の職員にあつては、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日現在)において特別職の職員が受けるべき給料月額に、当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>4 (略)</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する特別職の職員に対して、給与条例に規定する期末手当の支給日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した特別職の職員についても、同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した特別職の職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において特別職の職員が受けるべき給料月額に、当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>4 (略)</p> |

淡路市職員の分限並びに懲戒の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する
 条例新旧対照表
 第3条による改正（淡路市職員の給与に関する条例の一部改正）

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|--|
| <p>(期末手当)</p> <p>第29条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第31条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第31条第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員</u>（第36条第7項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、<u>若しくは失職し、又は死亡した職員</u>にあつては、退職し、<u>若しくは失職し、又は死亡した日現在</u>）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第30条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員（<u>法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。</u>）</p> <p>(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第29条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第31条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第31条第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（第36条第7項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第30条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員</p> <p>(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分</p> |

淡路市職員の分限並びに懲戒の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表
 第3条による改正（淡路市職員の給与に関する条例の一部改正）

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|--|
| <p>を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>第31条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第32条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に、それぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤</p> | <p>を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>第31条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第32条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に、それぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤</p> |

淡路市職員の分限並びに懲戒の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する
 条例新旧対照表
 第3条による改正（淡路市職員の給与に関する条例の一部改正）

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|---|
| <p>務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第36条第2項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）</u>についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、<u>若しくは失職し、又は死亡した職員</u>にあっては、<u>退職し、若しくは失職し、又は死亡した日</u>現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の90を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第2項又は第3項に規定する職員が<u>当該各項に規定する期間内で第29条第1項又は第32条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。</u></p> <p>7 (略)</p> | <p>務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（第36条第2項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の90を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第2項又は第3項に規定する職員が<u>これらの規定に規定する期間内で第29条第1項又は第32条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したときは、それぞれ第2項又は第3項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。</u></p> <p>7 (略)</p> |

淡路市職員の分限並びに懲戒の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する
 条例新旧対照表
 第4条による改正（淡路市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正）

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|--|
| <p>（欠格条項）</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>（1）<u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>（2）<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を<u>終る</u>までの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>（3）第6条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>（4）6か月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者</p> <p>（分限）</p> <p>第5条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、意に反して、これを降任し、又は免職することができる。</p> <p>（1）勤務成績が良くない場合</p> <p>（2）心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合</p> <p>（3）<u>団員</u>に必要な適格性を欠く場合</p> <p>（4）定員の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合</p> <p>2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。</p> <p>（1）前条各号（<u>第3号</u>を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>（2）市外に転出したとき。</p> | <p>（欠格条項）</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>（1）<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を<u>終わる</u>までの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>（2）第6条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>（3）6か月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者</p> <p>（分限）</p> <p>第5条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、意に反して、これを降任し、又は免職することができる。</p> <p>（1）勤務成績が良くない場合</p> <p>（2）心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合</p> <p>（3）<u>前2号に掲げる場合のほか、団員</u>に必要な適格性を欠く場合</p> <p>（4）定員の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合</p> <p>2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。</p> <p>（1）前条各号（<u>第2号</u>を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>（2）市外に転出したとき。</p> |

議案第 49 号

淡路市放置自転車等の防止に関する条例の一部を改正する条例制定
の件

淡路市放置自転車等の防止に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 2 日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市放置自転車等の防止に関する条例の一部を改正する条例

淡路市放置自転車等の防止に関する条例（平成 17 年淡路市条例第 141 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「公共の場」を「公共の場所」に改める。

第 2 条第 3 号中「利用者が、当該自転車等駐車場以外の場所に当該自転車を置き、自転車等を」を「利用者又は所有者（以下「利用者等」という。）が、自転車等駐車場その他の自転車等を駐車することが認められた場所以外の公共の場所に自転車等を駐車し、当該自転車等から」に、「言う」を「いう」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

（2）公共の場所 不特定多数の者が自由に利用し、又は出入りすることができる場所であって、道路、公園、交通結節点その他の公共の用に供する場所をいう。

第 4 条中「利用者又は所有者（以下「利用者等」という。）」を「利用者等」に改め、同条に次の 2 項を加える。

- 2 自転車等の利用者等は、その利用する自転車等に記名するように努めなければならない。
- 3 自転車の利用者等は、その利用する自転車について、防犯登録を受けなければならない。

第 6 条第 1 項中「自転車等駐車場が整備されている」を削り、「の地域で」を「において」に改める。

第 7 条の見出し中「変更、解除」を「変更等」に改め、同条第 1 項中「又は」の

右に「その指定を」を加え、同条第2項中「又は」の右に「指定の」を加える。

第9条を次のように改める。

(放置禁止区域内に放置された自転車等に対する措置)

第9条 市長は、放置禁止区域内に自転車等が放置されているときは、当該自転車等の利用者に対し、当該自転車等を自転車等駐車場その他適当な場所に移動するよう指導することができる。

2 市長は、自転車等の利用者等が前項の規定による指導に従わないとき、又は当該指導を受けるべき利用者等を確認することができないときは、当該自転車等を移動し、保管することができる。

第12条を削る。

第14条中「この条例」の右に「の施行」を加え、「、必要な」を「必要な」に改め、同条を第15条とする。

第13条を第14条とする。

第11条第1項中「第9条」を「第9条第2項、第10条第2項又は第11条第2項」に改め、「保管したとき」の右に「、及び前条第3項の規定により自転車等を処分したとき」を加え、同条第2項中「規則で定める」を「別表のとおりとする」に改め、同条を第13条とする。

第10条の見出し中「自転車等の」を「自転車等に対する」に改め、同条第1項中「前条」を「第9条第2項、第10条第2項又は前条第2項」に改め、「保管したときは、」の右に「その旨及び」を加え、「、当該自転車等を利用者等に返還するため必要な措置を講じ」を削り、同条第2項中「が確認できるものについては、当該自転車等の利用者等に対し、速やかに引き取るよう通知する」を「を直ちに調査し、当該自転車等を返還するために必要な措置を講ずる」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 市長は、第1項の規定による告示の日から起算して3か月を経過してもなお保管した自転車等を利用者等に返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するときは、当該自転車等を売却し、その代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市長は、当該自転車等について廃棄等の処分をすることができる。

第10条に次の2項を加え、同条を第12条とする。

4 第1項の規定による告示の日から起算して6か月を経過してもなお保管した自転車等(前項の規定により売却した代金を含む。以下この項及び次項において同じ。)を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、市に帰属する。

5 保管した自転車等の返還の方法は、規則で定める。

第9条の次に次の2条を加える。

(放置禁止区域外の公共の場所に放置された自転車等に対する措置)

第10条 市長は、放置禁止区域外の公共の場所に自転車等が放置され、歩行者等の通行を妨げ、又は災害時における緊急活動が困難となるおそれがあると認めるときは、当該自転車等に移動を促す警告書を貼り付けることができる。

2 市長は、前項の規定により自転車等に警告書を貼り付けた日から起算して14日を経過してもなお当該自転車等が放置されているときは、当該自転車等を移動し、保管することができる。

(市が管理する自転車等駐車場内の自転車等に対する措置)

第11条 市長は、市が設置し、又は管理する自転車等駐車場内において、自転車等が相当の期間継続して駐車されていること等により、自転車等駐車場の適正な利用に支障が生じていると認めるときは、当該自転車等に移動を促す警告書を貼り付けることができる。

2 市長は、前項の規定により自転車等に警告書を貼り付けた日から起算して14日を経過してもなお当該自転車等が駐車されているときは、当該自転車等を放置された自転車等とみなして移動し、保管することができる。

附則の次に次の1表を加える。

別表(第13条関係)

| 区分 | 金額 |
|---------|--------|
| 自転車 | 1,040円 |
| 原動機付自転車 | 1,570円 |

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の淡路市放置自転車等の防止に関する条例の規定によりされた処分、手続その他の行為については、なお従前の例による。

淡路市放置自転車等の防止に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|---|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、市民の良好な生活環境を確保し、街の美観を維持するとともに、通行の障害を除去し、市民生活の安全を図ることを目的として、<u>公共の場</u>における自転車等の放置に対する措置について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 自転車等 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車(小児用の車を含む。)をいう。</p> <p>(2) 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。</p> <p>(3) 放置 自転車等の<u>利用者が、当該自転車等駐車場以外の場所に当該自転車を置き、自転車等を離れて直ちに移動させることができない状態を言う。</u></p> <p>(自転車等利用者等の責務)</p> <p>第4条 自転車等の<u>利用者又は所有者(以下「利用者等」という。)</u>は、自転車等の安全</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、市民の良好な生活環境を確保し、街の美観を維持するとともに、通行の障害を除去し、市民生活の安全を図ることを目的として、<u>公共の場所</u>における自転車等の放置に対する措置について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 自転車等 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車(小児用の車を含む。)をいう。</p> <p>(2) <u>公共の場所 不特定多数の者が自由に利用し、又は出入りすることができる場所であって、道路、公園、交通結節点その他の公共の用に供する場所をいう。</u></p> <p>(3) 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。</p> <p>(4) 放置 自転車等の利用者又は所有者(以下「利用者等」という。)が、<u>自転車等駐車場その他の自転車等を駐車することが認められた場所以外の公共の場所に自転車等を駐車し、当該自転車等から離れて直ちに移動させることができない状態をいう。</u></p> <p>(自転車等利用者等の責務)</p> <p>第4条 自転車等の<u>利用者等</u>は、自転車等の安全利用を心掛け、自転車等を放置することに</p> |

淡路市放置自転車等の防止に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|--|
| <p>利用を心掛け、自転車等を放置することにより、良好な生活環境を悪化させないように努めるとともに、市長の実施する施策に協力するものとする。</p> <p>(自転車等放置禁止区域の指定)</p> <p>第6条 市長は、<u>自転車等駐車が整備されている公共の場所の地域で</u>、第1条の目的を達成するために必要があると認める区域を、自転車等放置禁止区域(以下「放置禁止区域」という。)として指定することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(放置禁止区域の<u>変更、解除</u>)</p> <p>第7条 市長は、必要があると認めるときは、放置禁止区域を変更し、又は解除することができる。</p> <p>2 前項の規定による放置禁止区域の変更又は解除については、前条第2項の規定を準用する。</p> <p>(<u>自転車等の放置に対する措置</u>)</p> <p>第9条 市長は、<u>放置禁止区域内の公共の場所に自転車等が放置され、他の手段によっては住民の生活環境を保持することができないと認められるときは必要な限度において、放置された自転車等をあらかじめ定められた場所に移動し、保管することができる。</u></p> | <p>より、良好な生活環境を悪化させないように努めるとともに、市長の実施する施策に協力するものとする。</p> <p><u>2 自転車等の利用者等は、その利用する自転車等に記名するように努めなければならない。</u></p> <p><u>3 自転車の利用者等は、その利用する自転車について、防犯登録を受けなければならない。</u></p> <p>(自転車等放置禁止区域の指定)</p> <p>第6条 市長は、<u>公共の場所において</u>、第1条の目的を達成するために必要があると認める区域を、自転車等放置禁止区域(以下「放置禁止区域」という。)として指定することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(放置禁止区域の<u>変更等</u>)</p> <p>第7条 市長は、必要があると認めるときは、放置禁止区域を変更し、又は<u>その指定を解除</u>することができる。</p> <p>2 前項の規定による放置禁止区域の変更又は<u>指定の解除</u>については、前条第2項の規定を準用する。</p> <p>(<u>放置禁止区域内に放置された自転車等に対する措置</u>)</p> <p>第9条 市長は、<u>放置禁止区域内に自転車等が放置されているときは、当該自転車等の利用者等に対し、当該自転車等を自転車等駐車場その他適当な場所に移動するよう指導することができる。</u></p> <p><u>2 市長は、自転車等の利用者等が前項の規定</u></p> |

淡路市放置自転車等の防止に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|--|
| <p>(保管した自転車等の措置)</p> <p><u>第10条</u> 市長は、<u>前条</u>の規定により自転車等を保管したときは、規則で定める事項を告示し、<u>当該自転車等を利用者等に返還するため</u></p> | <p><u>による指導に従わないとき、又は当該指導を受けるべき利用者等を確認することができないときは、当該自転車等を移動し、保管することができる。</u></p> <p><u>(放置禁止区域外の公共の場所に放置された自転車等に対する措置)</u></p> <p><u>第10条</u> 市長は、<u>放置禁止区域外の公共の場所に自転車等が放置され、歩行者等の通行を妨げ、又は災害時における緊急活動が困難となるおそれがあると認めるときは、当該自転車等に移動を促す警告書を貼り付けることができる。</u></p> <p><u>2</u> 市長は、<u>前項の規定により自転車等に警告書を貼り付けた日から起算して14日を経過してもなお当該自転車等が放置されているときは、当該自転車等を移動し、保管することができる。</u></p> <p><u>(市が管理する自転車等駐車場内の自転車等に対する措置)</u></p> <p><u>第11条</u> 市長は、<u>市が設置し、又は管理する自転車等駐車場内において、自転車等が相当の期間継続して駐車されていること等により、自転車等駐車場の適正な利用に支障が生じていると認めるときは、当該自転車等に移動を促す警告書を貼り付けることができる。</u></p> <p><u>2</u> 市長は、<u>前項の規定により自転車等に警告書を貼り付けた日から起算して14日を経過してもなお当該自転車等が駐車されているときは、当該自転車等を放置された自転車等とみなして移動し、保管することができる。</u></p> <p><u>(保管した自転車等に対する措置)</u></p> <p><u>第12条</u> 市長は、<u>第9条第2項、第10条第2項又は前条第2項</u>の規定により自転車等を保管したときは、<u>その旨及び規則で定める</u></p> |

淡路市放置自転車等の防止に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|--|
| <p><u>必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 市長は、保管した自転車等の利用者等が確認できるものについては、当該自転車等の利用者等に対し、速やかに引き取るよう通知するものとする。</p> <p>3 市長は、前2項の措置を講じた後、利用者等が確認できない自転車等又は利用者等が引き取らない自転車等については、第1項の告示で定めた保管期間の経過後において、処分することができる。</p> <p>(費用の徴収)</p> <p><u>第11条</u> 市長は、<u>第9条</u>の規定により自転車等を移動し、保管したときは、それに要した費用を当該自転車等の利用者等から徴収することができる。</p> <p>2 前項の規定により徴収する費用の額は、規則で定める。</p> <p><u>(記名及び防犯登録)</u></p> <p><u>第12条</u> 自転車等の利用者等は、その利用する自転車等に記名するように努めなければ</p> | <p>事項を告示しなければならない。</p> <p>2 市長は、保管した自転車等の利用者等を直ちに調査し、当該自転車等を返還するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 市長は、第1項の規定による告示の日から起算して3か月を経過してもなお保管した自転車等を利用者等に返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するときは、当該自転車等を売却し、その代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市長は、当該自転車等について廃棄等の処分をすることができる。</p> <p>4 第1項の規定による告示の日から起算して6か月を経過してもなお保管した自転車等(前項の規定により売却した代金を含む。以下この項及び次項において同じ。)を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、市に帰属する。</p> <p>5 保管した自転車等の返還の方法は、規則で定める。</p> <p>(費用の徴収)</p> <p><u>第13条</u> 市長は、<u>第9条第2項</u>、<u>第10条第2項</u>又は<u>第11条第2項</u>の規定により自転車等を移動し、保管したとき、及び前条第3項の規定により自転車等を処分したときは、それに要した費用を当該自転車等の利用者等から徴収することができる。</p> <p>2 前項の規定により徴収する費用の額は、別表のとおりとする。</p> |

淡路市放置自転車等の防止に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 現 行 | 改 正 案 | | | | | | |
|--|--|----|----|-----|--------|---------|--------|
| <p><u>ならない。</u></p> <p><u>2 自転車等の利用者は、その利用する自転車について、防犯登録を受けるように努めなければならない。</u></p> <p>(関係機関との協議、協力等)</p> <p><u>第13条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第14条</u> この条例に関し、<u>必要な事項</u>は、規則で定める。</p> | <p>(関係機関との協議、協力等)</p> <p><u>第14条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第15条</u> この条例の<u>施行</u>に関し<u>必要な事項</u>は、規則で定める。</p> <p><u>別表(第13条関係)</u></p> <table border="1" data-bbox="831 913 1262 1061"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自転車</td> <td>1,040円</td> </tr> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td>1,570円</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 金額 | 自転車 | 1,040円 | 原動機付自転車 | 1,570円 |
| 区分 | 金額 | | | | | | |
| 自転車 | 1,040円 | | | | | | |
| 原動機付自転車 | 1,570円 | | | | | | |

議案第 5 0 号

淡路市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 2 日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市手数料条例の一部を改正する条例

淡路市手数料条例（平成 1 7 年淡路市条例第 9 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中第 3 5 項を第 3 6 項とし、第 2 9 項から第 3 5 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 2 8 項の次に次の 1 項を加える。

2 9 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成 3 1 年法律第 1 4 号）第 2 5 条に規定する証明

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

淡路市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|--|
| <p>別表第 2 (第 6 条関係)</p> <p>1 ~ 2 7 (略)</p> <p>2 8 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律(平成 2 8 年法律第 7 3 号)第 1 9 条に規定する証明</p> <p>2 9 年金の受給者に係る現況届における住民票記載事項の証明</p> <p>3 0 視覚に障害がある者で、盲導犬(道路交通法施行令(昭和 3 5 年政令第 2 7 0 号)第 8 条第 2 項の規定による盲導犬をいう。)の使用者証を有するものの請求に係る狂犬病予防関係の手数料(狂犬病予防注射済票再交付手数料を除く。)</p> <p>3 1 本市の住民で、公費の援助を受け、又は扶助を受けるために必要なもの</p> <p>3 2 官公署から請求のあったもの</p> <p>3 3 公務員が職務上の必要で請求したものの</p> <p>3 4 法令の規定により、戸籍証明について無料で証明を請求することができるものとされているもの</p> <p>3 5 前各号に掲げるもののほか、市長が免除を必要と認めるもの</p> | <p>別表第 2 (第 6 条関係)</p> <p>1 ~ 2 7 (略)</p> <p>2 8 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律(平成 2 8 年法律第 7 3 号)第 1 9 条に規定する証明</p> <p><u>2 9 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律(平成 3 1 年法律第 1 4 号)第 2 5 条に規定する証明</u></p> <p>3 0 年金の受給者に係る現況届における住民票記載事項の証明</p> <p>3 1 視覚に障害がある者で、盲導犬(道路交通法施行令(昭和 3 5 年政令第 2 7 0 号)第 8 条第 2 項の規定による盲導犬をいう。)の使用者証を有するものの請求に係る狂犬病予防関係の手数料(狂犬病予防注射済票再交付手数料を除く。)</p> <p>3 2 本市の住民で、公費の援助を受け、又は扶助を受けるために必要なもの</p> <p>3 3 官公署から請求のあったもの</p> <p>3 4 公務員が職務上の必要で請求したものの</p> <p>3 5 法令の規定により、戸籍証明について無料で証明を請求することができるものとされているもの</p> <p>3 6 前各号に掲げるもののほか、市長が免除を必要と認めるもの</p> |

議案第51号

淡路市印鑑条例の一部を改正する条例の制定の件

淡路市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月2日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市印鑑条例の一部を改正する条例

淡路市印鑑条例(平成17年淡路市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「の住民基本台帳」を「が備える住民基本台帳」に改める。

第5条第1項第1号中「、名」の右に「、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「政令」という。))第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)」を加え、「住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「政令」という。))第30条の26第1項」を「政令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の右に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の右に「、旧氏」を加え、同条第2項中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

第6条第1項第3号中「氏名(」の右に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。))がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、」を加え、「が記録されている」を「の記載がされている」に改め、「、氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改め、同項第7号中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

第12条第1項第3号中「、氏」の右に「(氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。))」を加える。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

淡路市印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|---|
| <p>(登録資格)</p> <p>第2条 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき本市の<u>住民基本台帳</u>に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(登録拒否)</p> <p>第5条 市長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録を拒否するものとする。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称(<u>住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「政令」という。)</u>第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)~(7) (略)</p> <p>2 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち外国人住民に係る住民票の備考欄に<u>記録されている</u>氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>(印鑑登録原票)</p> <p>第6条 市長は、印鑑登録原票を備え、印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査した上、印影のほか当該</p> | <p>(登録資格)</p> <p>第2条 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき本市が<u>備える住民基本台帳</u>に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(登録拒否)</p> <p>第5条 市長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録を拒否するものとする。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、<u>旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「政令」という。)</u>第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)若しくは通称(<u>政令第30条の16第1項</u>に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名、<u>旧氏</u>若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名、<u>旧氏</u>又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)~(7) (略)</p> <p>2 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち外国人住民に係る住民票の備考欄に<u>記載がされている</u>氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>(印鑑登録原票)</p> <p>第6条 市長は、印鑑登録原票を備え、印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査した上、印影のほか当該</p> |

淡路市印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|--|
| <p>登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1) 登録番号</p> <p>(2) 登録年月日</p> <p>(3) 氏名(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、<u>氏名及び通称</u>)</p> <p>(4) 出生の年月日</p> <p>(5) 男女の別</p> <p>(6) 住所</p> <p>(7) 外国人住民に係る住民票の備考欄に<u>記録されている氏名のカタカナ表記</u></p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</p> <p>2 (略)</p> <p>(印鑑登録の職権抹消)</p> <p>第12条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当することを知ったときは、職権で印鑑の登録を抹消するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 氏名、氏又は名(外国人住民にあっては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。)の変更があったとき(登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> | <p>登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1) 登録番号</p> <p>(2) 登録年月日</p> <p>(3) 氏名(<u>氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。))がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称</u>)</p> <p>(4) 出生の年月日</p> <p>(5) 男女の別</p> <p>(6) 住所</p> <p>(7) 外国人住民に係る住民票の備考欄に<u>記載がされている氏名のカタカナ表記</u></p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</p> <p>2 (略)</p> <p>(印鑑登録の職権抹消)</p> <p>第12条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当することを知ったときは、職権で印鑑の登録を抹消するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 氏名、氏(<u>氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)</u>又は名(外国人住民にあっては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。)の変更があったとき(登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> |

議案第 5 2 号

淡路市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定
の件

淡路市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 2 日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

淡路市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 1 7 年淡路市条例第 1 0 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 3 項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 1 3 条、第 1 4 条第 1 項、第 1 6 条及び附則第 2 条第 1 項並びに令第 8 条、第 9 条及び第 1 2 条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

淡路市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|---|
| <p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。</p> <p>2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</p> <p>3 <u>償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u></p> | <p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。</p> <p>2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</p> <p>3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項、第16条及び附則第2条第1項並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</u></p> |

議案第 5 3 号

淡路市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
制定の件

淡路市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 2 日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

淡路市立保育所の設置及び管理に関する条例（平成 1 7 年淡路市条例第 1 0 8 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条の表淡路市立江井保育所の項を削る。

附 則

この条例は、令和元年 1 1 月 1 日から施行する。

淡路市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 現 行 | 改 正 案 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|------------|--------------------|----|-----------|-----|--------------|-----|--|--|-----------|-----|------------|------------------|------------|--------------------|----------|------|-----------|-----------|------|---------------|-----------|-----|-------------|---|----|----|----|-----------|-----|--------------|-----|--|--|-----------|-----|------------|----------|------|-----------|-----------|------|---------------|-----------|-----|-------------|
| <p>(名称、定員及び位置)</p> <p>第2条 前条に規定する保育所の名称、定員及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">定員</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>淡路市立塩田保育園</td> <td style="text-align: center;">90人</td> <td>淡路市下司1177番地1</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>淡路市立多賀保育所</td> <td style="text-align: center;">60人</td> <td>淡路市下河合50番地</td> </tr> <tr> <td><u>淡路市立江井保育所</u></td> <td style="text-align: center;"><u>45人</u></td> <td><u>淡路市江井3332番地</u></td> </tr> <tr> <td>淡路市立浦保育所</td> <td style="text-align: center;">120人</td> <td>淡路市浦663番地</td> </tr> <tr> <td>淡路市立仮屋保育所</td> <td style="text-align: center;">140人</td> <td>淡路市久留麻1982番地3</td> </tr> <tr> <td>淡路市立釜口保育所</td> <td style="text-align: center;">45人</td> <td>淡路市釜口1303番地</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 定員 | 位置 | 淡路市立塩田保育園 | 90人 | 淡路市下司1177番地1 | (略) | | | 淡路市立多賀保育所 | 60人 | 淡路市下河合50番地 | <u>淡路市立江井保育所</u> | <u>45人</u> | <u>淡路市江井3332番地</u> | 淡路市立浦保育所 | 120人 | 淡路市浦663番地 | 淡路市立仮屋保育所 | 140人 | 淡路市久留麻1982番地3 | 淡路市立釜口保育所 | 45人 | 淡路市釜口1303番地 | <p>(名称、定員及び位置)</p> <p>第2条 前条に規定する保育所の名称、定員及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">定員</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>淡路市立塩田保育園</td> <td style="text-align: center;">90人</td> <td>淡路市下司1177番地1</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>淡路市立多賀保育所</td> <td style="text-align: center;">60人</td> <td>淡路市下河合50番地</td> </tr> <tr> <td>淡路市立浦保育所</td> <td style="text-align: center;">120人</td> <td>淡路市浦663番地</td> </tr> <tr> <td>淡路市立仮屋保育所</td> <td style="text-align: center;">140人</td> <td>淡路市久留麻1982番地3</td> </tr> <tr> <td>淡路市立釜口保育所</td> <td style="text-align: center;">45人</td> <td>淡路市釜口1303番地</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 定員 | 位置 | 淡路市立塩田保育園 | 90人 | 淡路市下司1177番地1 | (略) | | | 淡路市立多賀保育所 | 60人 | 淡路市下河合50番地 | 淡路市立浦保育所 | 120人 | 淡路市浦663番地 | 淡路市立仮屋保育所 | 140人 | 淡路市久留麻1982番地3 | 淡路市立釜口保育所 | 45人 | 淡路市釜口1303番地 |
| 名称 | 定員 | 位置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 淡路市立塩田保育園 | 90人 | 淡路市下司1177番地1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 淡路市立多賀保育所 | 60人 | 淡路市下河合50番地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>淡路市立江井保育所</u> | <u>45人</u> | <u>淡路市江井3332番地</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 淡路市立浦保育所 | 120人 | 淡路市浦663番地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 淡路市立仮屋保育所 | 140人 | 淡路市久留麻1982番地3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 淡路市立釜口保育所 | 45人 | 淡路市釜口1303番地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名称 | 定員 | 位置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 淡路市立塩田保育園 | 90人 | 淡路市下司1177番地1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 淡路市立多賀保育所 | 60人 | 淡路市下河合50番地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 淡路市立浦保育所 | 120人 | 淡路市浦663番地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 淡路市立仮屋保育所 | 140人 | 淡路市久留麻1982番地3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 淡路市立釜口保育所 | 45人 | 淡路市釜口1303番地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

議案第 5 4 号

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 2 日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

(淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例 (平成 2 6 年淡路市条例第 1 5 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に、同条第 1 0 号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、同条第 1 1 号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第 2 5 号を第 3 0 号とし、第 1 8 号から第 2 4 号までを 5 号ずつ繰り下げ、同条第 1 7 号中「第 2 8 条第 4 項の規定」を「第 2 8 条第 4 項」に、「第 3 0 条第 4 項の規定」を「第 3 0 条第 4 項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第 2 2 号とし、同条中第 1 6 号を第 2 1 号とし、第 1 5 号を第 2 0 号とし、同条第 1 4 号中「第 1 4 条第 1 項」を「第 7 条第 1 0 項第 5 号」に改め、同号を同条第 1 9 号とし、同条第 1 3 号中「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、同号を同条第 1 8 号とし、同条中第 1 2 号を第 1 7 号とし、第 1 1 号の次に次の 5 号を加える。

(1 2) 満 3 歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令 (平成 2 6 年政令第 2 1 3 号。以下「令」という。) 第 4 条第 1 項に規

定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。

(13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。

(14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。

(15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

(16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条第1項中「適切な」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改める。

第4条の見出しを削る。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条の見出し中「利用申込みに対する正当な理由」を「正当な理由」に改め、同条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項及び第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「必要に応じて、教育・保育給付認定保護者」に改め、「支給認定証」の右に「(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)」を加え、「支給認定の有無、支給認定子ども」を「教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項中「（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第19条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市が定める額とする。）」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）」を「掲げる額」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号中「に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」を「（次に掲げるものを除く。）に要する費用」に改め、同号に次のように加える。

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育認定保護者にあっては、77,101円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務

教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第4項第5号、第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条」を「第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、法第19条、第35条第3項及び第36条第3項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第21条第1項及び第2項ただし書、第24条(見出しを含む。)、第25条並びに第26条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改

める。

第 27 条第 1 項及び第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 3 項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 28 条第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 29 条第 1 項中「教育・保育施設」を「教育・保育施設」に改める。

第 30 条第 1 項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第 3 項及び第 4 項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第 32 条第 2 項及び第 4 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 34 条第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第 2 号中「に規定する特定教育・保育の提供に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育の提供」に改め、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 35 条第 1 項中「この条」を「以下この条」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 3 項中「含む」を「**、施設型給付費には特例施設型給付費（法第 28 条第 1 項の特例施設型給付をいう。次条第 3 項において同じ。）をそれぞれ含む**」に、「本章」を「前節」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「とする」を「と、第 13 条第 2 項中「法第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 28 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする」に改める。

第 36 条第 1 項及び第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 3 項中「含む」を「**、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む**」に、「本章」を「前節」に、「**第 13 条第 4 項第 3 号中「除き、同項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」を「**「**同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同項第 1 号又**

は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「**同号に掲げる小学校就学前子どもの**」とあるのは「**同項第1号に掲げる小学校就学前子どもの**」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」に改める。

第37条の見出しを削り、同条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあっては、その」を「(事業所内保育事業を除く。)の」に、「)の数を」を「)の数は、家庭的保育事業にあっては」に改め、「小規模保育事業A型をいう」の右に「。第42条第3項第1号において同じ」を、「小規模保育事業B型をいう」の右に「。第42条第3項第1号において同じ」を加え、「あつては、その利用定員の数を」を「あつては」に改め、「附則第6項」を「附則第4項」に改める。

第38条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」に、「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項中「この項」の右に「から第5項まで」を加え、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「いう」の右に「。以下この条において同じ」を加え、同項第3号中「支給認定子ども(」を「満3歳未満保育認定子ども(」に、「支給認定子どもにあつては」を「満3歳未満保育認定子どもにあつては」に、「支給認定子どもに係る支給認定保護者」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第9項とし、同条第3項中「を行う者であつて、第37条第2項の規定により定める利用定員の数が20人以上のもの」を「(第

37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則第5項において、「特例保育所型保育事業所内保育事業者」という。)については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条第2項中「第37条第1項」を「第37条第1号」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供されている場合 小規模**保育**事業A型若しくは小規模**保育**事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に

係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）
- (2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第43条第1項中「（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市が定める額とする。）」を削り、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）」を削り、同条第3項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する特定地域型保育の提供に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育の提供」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第14条第1項」を「第11条中「教

育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項に、「第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。）」を「第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条、第35条第3項及び第36条第3項」に、「第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいい、法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、第14条及び第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」を「第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」に改める。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「当該特定利用地域型保育」を「当該特定利用地域型保育」に改め、同条第3項中「特別利用地域型保育を含むものとして、本章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）の規定を適用する」を「特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。次条第3項において同じ。））、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利

用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「当該特別利用地域型保育」を「、当該特別利用地域型保育」に改め、同条第3項中「特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する」を「特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳未満保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附則第2項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が）」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。）」を

いう。）」とあるのは「定める額をいう。）」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）」から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）」を受ける者を除く。以下この項において同じ。）」に、「（法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）」を除く。）」に改める。

附則第4項の前の見出し並びに同項及び第5項を削り、附則第6項を附則第4項とし、附則第7項中特定地域型保育事業者の右に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改め、同項を附則第5項とする。

（淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部改正）

第2条 淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例（平成27年淡路市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第4条第1項中「支給認定子どもの支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改め、同項ただし書中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

附則第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び
 淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の
 一部を改正する条例
 第1条による改正（淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基
 準に関する条例の一部改正）

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|---|
| <p>(定義) 第2条 (略) (1)~(8) (略) (9) <u>支給認定</u> 法第20条第4項に規定する<u>支給認定</u>をいう。 (10) <u>支給認定保護者</u> 法第20条第4項に規定する<u>支給認定保護者</u>をいう。 (11) <u>支給認定子ども</u> 法第20条第4項に規定する<u>支給認定子ども</u>をいう。</p> <p>(12) (略) (13) <u>支給認定の有効期間</u> 法第21条に規定する<u>支給認定の有効期間</u>をいう。</p> | <p>(定義) 第2条 (略) (1)~(8) (略) (9) <u>教育・保育給付認定</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定</u>をいう。 (10) <u>教育・保育給付認定保護者</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定保護者</u>をいう。 (11) <u>教育・保育給付認定子ども</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定子ども</u>をいう。 (12) <u>満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。</u> (13) <u>特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。</u> (14) <u>満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。</u> (15) <u>市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。</u> (16) <u>負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。</u> (17) (略) (18) <u>教育・保育給付認定の有効期間</u> 法第21条に規定する<u>教育・保育給付認定の有効期間</u>をいう。</p> |

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び
淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の
一部を改正する条例

第1条による改正（淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基
準に関する条例の一部改正）

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|---|
| <p>(14) <u>教育・保育 法第14条第1項</u>に規定する教育・保育をいう。</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) <u>法定代理受領 法第27条第5項</u>（<u>法第28条第4項の規定</u>において準用する場合を含む。）又は<u>法第29条第5項</u>（<u>法第30条第4項の規定</u>において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。）又は特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。）に要した費用の額の一部を、<u>支給認定保護者</u>に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。</p> <p>(18) (略)</p> <p>(19) (略)</p> <p>(20) (略)</p> <p>(21) (略)</p> <p>(22) (略)</p> <p>(23) (略)</p> <p>(24) (略)</p> <p>(25) (略)</p> <p>(原則)</p> | <p>(19) <u>教育・保育 法第7条第10項第5号</u>に規定する教育・保育をいう。</p> <p>(20) (略)</p> <p>(21) (略)</p> <p>(22) <u>法定代理受領 法第27条第5項</u>（<u>法第28条第4項</u>において準用する場合を含む。）又は<u>法第29条第5項</u>（<u>法第30条第4項</u>において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。）又は特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。）に要した費用の額の一部を、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。</p> <p>(23) (略)</p> <p>(24) (略)</p> <p>(25) (略)</p> <p>(26) (略)</p> <p>(27) (略)</p> <p>(28) (略)</p> <p>(29) (略)</p> <p>(30) (略)</p> <p>(原則)</p> |
| <p>第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ<u>適切な内容及び水準</u>の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</p> | <p>第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ<u>適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準</u>の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために</p> |

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び
 淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の
 一部を改正する条例
 第1条による改正（淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基
 準に関する条例の一部改正）

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|---|
| <p>2～6（略）</p> <p>第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準 <u>（利用定員）</u></p> <p>第4条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第2節 運営に関する基準 （内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った<u>支給認定保護者</u>（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、<u>利用者負担</u>その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2～6（略） <u>（利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等）</u></p> <p>第6条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教</p> | <p>適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</p> <p>2～6（略）</p> <p>第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準</p> <p>第4条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第2節 運営に関する基準 （内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った<u>教育・保育給付認定保護者</u>（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、<u>第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項</u>その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2～6（略） <u>（正当な理由のない提供拒否の禁止等）</u></p> <p>第6条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教</p> |

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び
 淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の
 一部を改正する条例
 第1条による改正（淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基
 準に関する条例の一部改正）

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|--|
| <p>育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項及び次条第2項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>支給認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ<u>支給認定保護者</u>に明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る<u>支給認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な</p> | <p>育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項及び次条第2項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>教育・保育給付認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ<u>教育・保育給付認定保護者</u>に明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合</p> |

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び
淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の
一部を改正する条例

第1条による改正（淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基
準に関する条例の一部改正）

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|---|
| <p>特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>（あっせん、調整及び要請に対する協力）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 特定教育・保育施設は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>（受給資格等の確認）</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、<u>支給認定保護者の提示する支給認定証</u>によって、<u>支給認定の有無、支給認定子ども</u>の該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、<u>支給認定の有効期間</u>及び保育必要量等確かめるものとする。</p> <p>（<u>支給認定の申請に係る援助</u>）</p> <p>第9条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定</u>を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定の変更</u>の</p> | <p>は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>（あっせん、調整及び要請に対する協力）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 特定教育・保育施設は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>（受給資格等の確認）</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、<u>必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）</u>によって、<u>教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども</u>の該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、<u>教育・保育給付認定の有効期間</u>及び保育必要量等確かめるものとする。</p> <p>（<u>教育・保育給付認定の申請に係る援助</u>）</p> <p>第9条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定</u>を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認</u></p> |

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び
淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の
一部を改正する条例

第1条による改正（淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基
準に関する条例の一部改正）

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|---|
| <p>認定の申請が遅くとも<u>支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>（心身の状況等の把握）</p> <p>第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、<u>支給認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>（小学校等との連携）</p> <p>第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、<u>支給認定子ども</u>について、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、<u>支給認定子どもに係る情報の提供</u>その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>（利用者負担額等の受領）</p> <p>第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（<u>特別利用保育及び特別利用教育を含む。</u>以下この条、次条及び第19条において同じ。）を提供した際は、<u>支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合には法第28条第2項第2号に規定する市</u></p> | <p><u>定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>（心身の状況等の把握）</p> <p>第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、<u>教育・保育給付認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>（小学校等との連携）</p> <p>第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、<u>教育・保育給付認定子ども</u>について、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、<u>教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供</u>その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>（利用者負担額等の受領）</p> <p>第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、<u>教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）</u>から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（<u>満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。</u>）の支払を受けるものとす</p> |

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例
第1条による改正（淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正）

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|--|
| <p><u>が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。</u></p> <p>2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、<u>支給認定保護者</u>から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に<u>規定する額</u>（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、<u>当該現に特定教育・保育に要した費用の額</u>）をいい、<u>当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、<u>当該現に特別利用保育に要した費用の額</u>）を、<u>特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、<u>当該現に特別利用教育に要した費用の額</u>）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受</p> | <p>る。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に<u>掲げる額</u>をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受</p> |

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び
淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の
一部を改正する条例

第1条による改正（淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基
準に関する条例の一部改正）

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|---|
| <p>ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 食事の提供に要する費用（<u>法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。</u>）</p> | <p>ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 食事の提供（<u>次に掲げるものを除く。</u>） <u>に要する費用</u></p> <p><u>ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供</u></p> <p><u>(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円</u></p> <p><u>(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育認定保護者にあつては、77,101円）</u></p> <p><u>イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年</u></p> |

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び
淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の
一部を改正する条例
第1条による改正（淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基
準に関する条例の一部改正）

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|---|
| <p>(4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>支給認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>支給認定保護者</u>に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに<u>支給認定保護者</u>に金銭の支払を求める理由について書面によ</p> | <p><u>から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）</u></p> <p><u>(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</u></p> <p><u>(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</u></p> <p><u>ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに<u>教育・保育給付認定保護者</u>に金銭の支払を求める理由について</p> |

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び
淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の
一部を改正する条例

第1条による改正（淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基
準に関する条例の一部改正）

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|--|
| <p>て明らかにするとともに、<u>支給認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <p>（施設型給付費等の額に係る通知等）</p> <p>第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（<u>法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。</u>以下この項及び第19条において同じ。）の支給を受けた場合は、<u>支給認定保護者</u>に対し、当該<u>支給認定保護者</u>に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を<u>支給認定保護者</u>に対して交付しなければならない。</p> <p>（特定教育・保育に関する評価等）</p> <p>第16条（略）</p> <p>2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する<u>支給認定保護者</u>その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p> <p>（相談及び援助）</p> | <p>書面によって明らかにするとともに、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <p>（施設型給付費等の額に係る通知等）</p> <p>第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（<u>法第27条第1項の施設型給付費をいう。</u>以下この項、<u>法第19条、第35条第3項及び第36条第3項</u>において同じ。）の支給を受けた場合は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し、当該<u>教育・保育給付認定保護者</u>に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して交付しなければならない。</p> <p>（特定教育・保育に関する評価等）</p> <p>第16条（略）</p> <p>2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する<u>教育・保育給付認定保護者</u>その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p> <p>（相談及び援助）</p> |

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び
淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の
一部を改正する条例

第1条による改正（淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基
準に関する条例の一部改正）

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|---|
| <p>第17条 特定教育・保育施設は、常に<u>支給認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、<u>支給認定子ども又はその保護者</u>に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p> <p>（緊急時等の対応）</p> <p>第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに<u>支給認定子ども</u>に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該<u>支給認定子ども</u>の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（<u>支給認定保護者</u>に関する市への通知）</p> <p>第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている<u>支給認定子ども</u>の保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。</p> <p>（運営規程）</p> <p>第20条（略）</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>（5）<u>支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額</u></p> <p>（6）～（11）（略）</p> <p>（勤務体制の確保等）</p> | <p>第17条 特定教育・保育施設は、常に<u>教育・保育給付認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、<u>当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者</u>に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p> <p>（緊急時等の対応）</p> <p>第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに<u>教育・保育給付認定子ども</u>に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（<u>教育・保育給付認定保護者</u>に関する市への通知）</p> <p>第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。</p> <p>（運営規程）</p> <p>第20条（略）</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>（5）<u>第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額</u></p> <p>（6）～（11）（略）</p> <p>（勤務体制の確保等）</p> |

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び
 淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の
 一部を改正する条例
 第1条による改正（淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基
 準に関する条例の一部改正）

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|---|
| <p>第21条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(<u>支給認定子ども</u>を平等に取り扱う原則)</p> <p>第24条 特定教育・保育施設においては、<u>支給認定子ども</u>の国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、<u>支給認定子ども</u>に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該<u>支給認定子ども</u>の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、<u>支給認定子ども</u>に対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその<u>支給認定子ども</u>の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱め</p> | <p>第21条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(<u>教育・保育給付認定子ども</u>を平等に取り扱う原則)</p> <p>第24条 特定教育・保育施設においては、<u>教育・保育給付認定子ども</u>の国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその<u>教育・保育給付認定子ども</u>の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦</p> |

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び
淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の
一部を改正する条例
第1条による改正（淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基
準に関する条例の一部改正）

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|--|
| <p>る等その権限を濫用してはならない。</p> <p>（秘密保持等）</p> <p>第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>支給認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>支給認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、<u>支給認定子ども</u>に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該<u>支給認定子ども</u>の<u>保護者</u>の同意を得ておかなければならない。</p> <p>（情報の提供等）</p> <p>第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る<u>支給認定保護者</u>が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（利益供与等の禁止）</p> <p>第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を</p> | <p>痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>（秘密保持等）</p> <p>第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>教育・保育給付認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>教育・保育給付認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>の同意を得ておかなければならない。</p> <p>（情報の提供等）</p> <p>第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（利益供与等の禁止）</p> <p>第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を</p> |

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び
淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の
一部を改正する条例
第1条による改正（淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基
準に関する条例の一部改正）

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|--|
| <p>行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）<u>教育・保育施設</u>（法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。）若しくは地域型保育（同条第5項に規定する地域型保育をいう。次項及び第39条第4項において同じ。）を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 （略） （苦情解決）</p> <p>第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>支給認定子ども又は支給認定保護者</u>その他の当該<u>支給認定子ども</u>の家族（以下この条において「<u>支給認定子ども等</u>」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>支給認定子ども等</u>からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び<u>支給認定子ども等</u>からの苦情</p> | <p>行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）<u>教育・保育施設</u>（法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。）若しくは地域型保育（同条第5項に規定する地域型保育をいう。次項及び第39条第4項において同じ。）を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 （略） （苦情解決）</p> <p>第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者</u>その他の当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の家族（以下この条において「<u>教育・保育給付認定子ども等</u>」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>教育・保育給付認定子ども等</u>からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び<u>教育・保育給付認定子ども等</u></p> |

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び
 淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の
 一部を改正する条例
 第1条による改正（淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基
 準に関する条例の一部改正）

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|---|
| <p>に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該<u>支給認定子ども</u>の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第12条に規定する<u>特定教育・保育の提供に係る必要な事項の記録</u></p> <p>(3) 第19条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>第3節 特例施設型給付費に関する基</p> | <p>からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第12条の<u>規定による特定教育・保育の提供の記録</u></p> <p>(3) 第19条の<u>規定による市への通知に係る記録</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>第3節 特例施設型給付費に関する基</p> |

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び
淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の
一部を改正する条例

第1条による改正（淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基
準に関する条例の一部改正）

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">準</p> <p style="text-align: center;">（特別利用保育の基準）</p> <p>第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。<u>この条</u>において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を<u>含むもの</u>として、<u>本章</u>（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認</u></p> | <p style="text-align: center;">準</p> <p style="text-align: center;">（特別利用保育の基準）</p> <p>第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。<u>以下この条</u>において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、<u>施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付をいう。次条第3項において同じ。）をそれぞれ含むもの</u>として、<u>前節</u>（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就</p> |

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び
淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の
一部を改正する条例
第1条による改正（淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基
準に関する条例の一部改正）

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|---|
| <p><u>定子ども</u>」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」の区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とする。</p> <p>（特別利用教育の基準）</p> <p>第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就</p> | <p>学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、<u>第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする。</u></p> <p>（特別利用教育の基準）</p> <p>第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1</p> |

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び
淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の
一部を改正する条例
第1条による改正（淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基
準に関する条例の一部改正）

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|---|
| <p>前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を<u>含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、<u>第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。」とあるのは「除く。」</u>とする。</u></p> <p>第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第1節 利用定員に関する基準 <u>（利用定員）</u> 第37条 特定地域型保育事業のうち、<u>家庭的</u></p> | <p>号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、<u>施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>」とあるのは「<u>同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもの</u>」とあるのは「<u>同項第1号に掲げる小学校就学前子どもの</u>」と、<u>第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）</u>」と、<u>同号イ(イ)中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」とする。</u></u></u></p> <p>第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第1節 利用定員に関する基準 第37条 特定地域型保育事業（<u>事業所内保育</u></p> |

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び
淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の
一部を改正する条例

第1条による改正（淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基
準に関する条例の一部改正）

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|--|
| <p><u>保育事業</u>にあつては、<u>その利用定員</u>（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を1人以上5人以下、小規模保育事業A型（淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年淡路市条例第17号。以下「家庭的保育事業等基準条例」という。）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同条例第31条第1項に規定する小規模保育事業B型をいう。）にあつては、<u>その利用定員の数を</u>6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。<u>附則第6項</u>において同じ。）にあつては、<u>その利用定員の数を</u>6人以上10人以下、<u>居宅訪問型保育事業</u>にあつては、<u>その利用定員の数を</u>1人とする。</p> <p>2（略）</p> <p>第2節 運営に関する基準 （内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、<u>利用者負担</u>その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2（略） （正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p> | <p><u>事業を除く。</u>）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、<u>家庭的保育事業</u>にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年淡路市条例第17号。以下「家庭的保育事業等基準条例」という。）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第42条第3項第1号</u>において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第31条第1項に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>第42条第3項第1号</u>において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。<u>附則第4項</u>において同じ。）にあつては6人以上10人以下、<u>居宅訪問型保育事業</u>にあつては1人とする。</p> <p>2（略）</p> <p>第2節 運営に関する基準 （内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、<u>第43条の規定により支払を受ける費用</u>に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2（略） （正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p> |

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び
淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の
一部を改正する条例

第1条による改正（淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基
準に関する条例の一部改正）

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|---|
| <p>第39条 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同号に掲げる小学校就学前子ども</u>に該当する<u>支給認定子ども</u>の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>支給認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ<u>支給認定保護者</u>に明示した上で、当該選考を行わなければならない。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>支給認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>（あっせん、調整及び要請に対する協力）</p> <p>第40条（略）</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>法第19条第1</u></p> | <p>第39条 特定地域型保育事業者は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>満3歳未満保育認定子ども</u>（<u>特定満3歳以上保育認定子どもを除く。</u>以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>満3歳未満保育認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ<u>教育・保育給付認定保護者</u>に明示した上で、当該選考を行わなければならない。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>（あっせん、調整及び要請に対する協力）</p> <p>第40条（略）</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育</u></p> |

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び
淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の
一部を改正する条例

第1条による改正（淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基
準に関する条例の一部改正）

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|---|
| <p><u>項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>（心身の状況等の把握）</p> <p>第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>支給認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>（特定教育・保育施設等との連携）</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>（1）特定地域型保育の提供を受けている<u>支給認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>（2）必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。）を提供</p> | <p><u>認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>（心身の状況等の把握）</p> <p>第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>（特定教育・保育施設等との連携）</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>（1）特定地域型保育の提供を受けている<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>（2）必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。）を以下こ</p> |

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び
淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の
一部を改正する条例

第1条による改正（淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正）

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|--|
| <p>すること。</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた<u>支給認定子ども</u>（事業所内保育事業を利用する<u>支給認定子ども</u>にあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該<u>支給認定子ども</u>に係る<u>支給認定保護者</u>の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> | <p><u>の条において同じ。）を提供すること。</u></p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた<u>満3歳未満保育認定子ども</u>（事業所内保育事業を利用する<u>満3歳未満保育認定子ども</u>にあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p><u>2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p><u>(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p><u>(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p><u>3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号に</u></p> |

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例
 第1条による改正（淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正）

| 現 行 | 改 正 案 |
|-------------------------------------|---|
| <p><u>2</u> 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保</p> | <p>において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)</u></p> <p>(2) <u>事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者</u></p> <p><u>4</u> 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、<u>同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p><u>5</u> 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、<u>児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)</u>であって、<u>市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)</u></p> <p>(2) <u>児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</u></p> <p><u>6</u> 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保</p> |

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び
淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の
一部を改正する条例
第1条による改正（淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基
準に関する条例の一部改正）

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|--|
| <p>育事業等基準条例第37条第1項に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、<u>前項</u>の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p><u>3 事業所内保育事業を行う者であつて、第37条第2項の規定により定める利用定員の数が20人以上のもの</u>については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たつて、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</p> <p><u>4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子ども</u>について、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、<u>支給認定子ども</u>に係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。</p> | <p>育事業等基準条例第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、<u>第1項</u>の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p><u>7 事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者</u>については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たつて、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</p> <p><u>8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであつて、市長が適当と認めるもの（附則第5項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）</u>については、第1項の規定にかかわらず、<u>連携施設の確保をしないことができる。</u></p> <p><u>9 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子ども</u>について、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。</p> |

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び
淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の
一部を改正する条例

第1条による改正（淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基
準に関する条例の一部改正）

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|--|
| <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（<u>特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。</u>）を提供した際は、<u>支給認定保護者</u>から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額（<u>当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市が定める額とする。</u>）をいう。）の支払を受けるものとする。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、<u>支給認定保護者</u>から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額（<u>その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額</u>）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（<u>その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額</u>）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（<u>その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額</u>）をいう。</p> | <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。</p> |

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び
淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の
一部を改正する条例

第1条による改正（淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基
準に関する条例の一部改正）

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|---|
| <p>次項において同じ。)の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>支給認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>支給認定保護者</u>に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに<u>支給認定保護者</u>に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>支給認定保護者</u></p> | <p>3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに<u>教育・保育給付認定保護者</u>に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>教</u></p> |

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び
 淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の
 一部を改正する条例
 第1条による改正（淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基
 準に関する条例の一部改正）

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|--|
| <p>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <p>（運営規程）</p> <p>第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>（5） <u>支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額</u></p> <p>（6）～（11）（略）</p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第47条 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>支給認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 （略）</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第49条 （略）</p> | <p><u>育・保育給付認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <p>（運営規程）</p> <p>第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>（5） <u>第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額</u></p> <p>（6）～（11）（略）</p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第47条 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 （略）</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第49条 （略）</p> |

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び
淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の
一部を改正する条例
第1条による改正（淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基
準に関する条例の一部改正）

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|--|
| <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次条において準用する第12条に規定する特定地域型保育の提供に係る必要な事項の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第19条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、<u>特定地域型保育事業</u>について準用する。この場合において、<u>第14条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。)」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいい、法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。)」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、第14条及び第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。</u></p> | <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次条において準用する第12条の規定による特定地域型保育の提供の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第19条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、<u>特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育</u>について準用する。この場合において、<u>第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条、第35条第3項及び第36条第3項」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供</u></p> |

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び
淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の
一部を改正する条例
第1条による改正（淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基
準に関する条例の一部改正）

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|--|
| <p>第3節 特例地域型保育給付費に関する基準 (特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども</u>(次条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては<u>当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。</u>)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には<u>特別利用地域型保育を含むものとして、本章(第39条第2項及び第40条第2項を除く。)</u>の規定を適用する。</p> | <p><u>証明書</u>とあるのは「<u>特定地域型保育提供証明書</u>」と、第19条中「<u>施設型給付費</u>」とあるのは「<u>地域型保育給付費</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第3節 特例地域型保育給付費に関する基準 (特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども</u>(次条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、<u>当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。</u>)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には<u>特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)</u>を、</p> |

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び
淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の
一部を改正する条例

第1条による改正（淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正）

| 現 行 | 改 正 案 |
|-----|--|
| | <p><u>それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。次条第3項において同じ。）第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る</u></p> |

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び
淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の
一部を改正する条例
第1条による改正（淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基
準に関する条例の一部改正）

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|---|
| <p>(特定利用地域型保育の基準)</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には<u>当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。</u>）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> | <p><u>教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</u></p> <p>(特定利用地域型保育の基準)</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、<u>当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。</u>）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> |

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び
淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の
一部を改正する条例

第1条による改正（淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正）

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|--|
| <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には<u>特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する。</u></p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略) (特定保育所に関する特例)</p> <p>2 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「<u>法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が</u>」と</p> | <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には<u>特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳未満保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）</u>」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第4項中「<u>掲げる費用</u>」とあるのは「<u>掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用</u>」とする。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略) (特定保育所に関する特例)</p> <p>2 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「<u>教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども</u>」とある</p> |

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び
 淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の
 一部を改正する条例
 第1条による改正（淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基
 準に関する条例の一部改正）

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|--|
| <p>あるのは「(当該特定教育・保育施設が」と、 <u>「定める額とする。)をいう。」とあるのは「定</u> <u>める額をいう。」と、同条第2項中「(法第2</u> <u>7条第3項第1号に規定する額」とあるのは</u> <u>「(法附則第6条第3項の規定により読み替</u> <u>えられた法第28条第2項第1号に規定する</u> <u>内閣総理大臣が定める基準により算定した費</u> <u>用の額」と、同条第3項中「額の支払を」と</u> <u>あるのは「額の支払を、市の同意を得て、」と、</u> <u>第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は</u> <u>受けようとしたとき」とあるのは「法附則</u> <u>第6条第1項の規定による委託費の支払の対</u> <u>象となる特定教育・保育の提供を受け、又は</u> <u>受けようとしたとき」とし、第6条及び第7</u> <u>条の規定は適用しない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p><u>(施設型給付費等に関する経過措置)</u></p> <p>4 <u>特定教育・保育施設が法第19条第1項第</u> <u>1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する</u> <u>支給認定子どもに対して特定教育・保育又は</u> <u>特別利用保育を提供する場合においては、当</u> <u>分の間、第13条第1項中「法第27条第3</u> <u>項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第</u> <u>9条第1項第1号イに規定する市が定める</u> <u>額」と、「法第28条第2項第2号に規定する</u> <u>市が定める額」とあるのは「法附則第9条第</u> <u>1項第2号ロ(1)に規定する市が定める額」</u> <u>と、同条第2項中「法第27条第3項第1号</u> <u>に規定する額(その額が現に当該特定教育・</u> <u>保育に要した費用を超えるときは、当該現に</u> <u>特定教育・保育に要した費用の額)」とあるの</u></p> | <p>のは「<u>教育・保育給付認定保護者(満3歳未</u> <u>満保育認定子ども(特定保育所(法附則第6</u> <u>条第1項に規定する特定保育所をいう。次項</u> <u>において同じ。)</u>から特定教育・保育(保育に 限る。第19条において同じ。)を受ける者を 除く。以下この項において同じ。）」と、同条 第2項中「<u>当該特定教育・保育」とあるのは</u> <u>「当該特定教育・保育(特定保育所における</u> <u>特定教育・保育(保育に限る。)</u>を除く。）」と、 同条第3項中「<u>額の支払を」とあるのは「額</u> <u>の支払を、市の同意を得て、」と、第19条中</u> <u>「施設型給付費の支給を受け、又は受けよう</u> <u>としたとき」とあるのは「法附則第6条第1</u> <u>項の規定による委託費の支払の対象となる特</u> <u>定教育・保育の提供を受け、又は受けよう</u> <u>としたとき」とし、第6条及び第7条の規定は</u> <u>適用しない。</u></p> <p>3 (略)</p> |

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び
 淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の
 一部を改正する条例
 第1条による改正（淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基
 準に関する条例の一部改正）

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|-------|
| <p>は「<u>法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）及び同号ロに規定する市が定める額</u>」と、「<u>法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）</u>」とあるのは「<u>法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）及び同号ロ(2)に規定する市が定める額</u>」とする。</p> <p><u>5 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合においては、当分の間、第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する市が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市が定める額」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要</u></p> | |

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び
 淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の
 一部を改正する条例
 第1条による改正（淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基
 準に関する条例の一部改正）

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|---|
| <p><u>した費用の額）及び同号イ(2)に規定する市 が定める額」とする。</u> （利用定員に関する経過措置） <u>6</u> （略） （連携施設に関する経過措置） <u>7</u> 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保 が著しく困難であって、法第59条第4号に 規定する事業による支援その他の必要な適切 な支援を行うことができると市が認める場合 は、第42条第1項の規定にかかわらず、こ の条例の施行の日から起算して<u>5年</u>を経過す る日までの間、連携施設を確保しないことが できる。</p> | <p>（利用定員に関する経過措置） <u>4</u> （略） （連携施設に関する経過措置） <u>5</u> 特定地域型保育事業者（<u>特例保育所型事業 所内保育事業者を除く。</u>）は、連携施設の確保 が著しく困難であって、法第59条第4号に 規定する事業による支援その他の必要な適切 な支援を行うことができると市が認める場合 は、第42条第1項の規定にかかわらず、こ の条例の施行の日から起算して<u>10年</u>を経過 する日までの間、連携施設を確保しないこと ができる。</p> |

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び
淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の
一部を改正する条例

第2条による改正(淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者
負担額に関する条例の一部改正)

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|---|
| <p>(利用者負担額)</p> <p>第3条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する政令で定める額を限度として当該<u>支給認定保護者</u>の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額は、それぞれ当該規定に規定する政令で定める額を限度として、規則で定める。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用者負担額の徴収)</p> <p>第4条 市長は、市立保育所(淡路市立保育所の設置及び管理に関する条例(平成17年淡路市条例第108号)第2条に定める保育所をいう。)又は市立認定こども園(淡路市立認定こども園の設置及び管理に関する条例(平成27年淡路市条例第29号)第2条に定める認定こども園をいう。)において、教育・保育を受けた<u>支給認定子ども</u>の<u>支給認定保護者</u>又は扶養義務者から前条第1項に規定する利用者負担額を徴収する。ただし、他の市町村が<u>支給認定</u>した子どもに係る利用者負担額については、当該市町村が規定する利用者負担額を徴収する。</p> <p>2 市長は、法附則第6条第4項の規定により、同条第1項に規定する特定保育所において、保育を受けた保育認定子どもの<u>支給認定保護者</u>又は扶養義務者から前条第2項に規定する利用者負担額を徴収する。</p> <p>附 則</p> | <p>(利用者負担額)</p> <p>第3条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する政令で定める額を限度として当該<u>教育・保育給付認定保護者</u>の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額は、それぞれ当該規定に規定する政令で定める額を限度として、規則で定める。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用者負担額の徴収)</p> <p>第4条 市長は、市立保育所(淡路市立保育所の設置及び管理に関する条例(平成17年淡路市条例第108号)第2条に定める保育所をいう。)又は市立認定こども園(淡路市立認定こども園の設置及び管理に関する条例(平成27年淡路市条例第29号)第2条に定める認定こども園をいう。)において、教育・保育を受けた<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>又は扶養義務者から前条第1項に規定する利用者負担額を徴収する。ただし、他の市町村が<u>教育・保育給付認定</u>した子どもに係る利用者負担額については、当該市町村が規定する利用者負担額を徴収する。</p> <p>2 市長は、法附則第6条第4項の規定により、同条第1項に規定する特定保育所において、保育を受けた保育認定子どもの<u>教育・保育給付認定保護者</u>又は扶養義務者から前条第2項に規定する利用者負担額を徴収する。</p> <p>附 則</p> |

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び
淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の
一部を改正する条例

第2条による改正(淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者
負担額に関する条例の一部改正)

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|---|
| <p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(淡路市保育所保育料徴収条例の廃止)</p> <p>2 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>3 (略)</p> <p>(法附則第9条第1項の適用がある間の私立幼稚園の利用者負担額の経過措置)</p> <p>4 法附則第9条第1項の適用を受ける間、同項第1号イ、第2号イ(1)及びロ(1)並びに第3号イ(1)及びロ(1)に規定する政令で定める額を限度として当該<u>支給認定保護者</u>の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額は、それぞれ当該規定に規定する政令で定める額を限度として、規則で定める。</p> <p>(施行前の準備)</p> <p>5 (略)</p> | <p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(淡路市保育所保育料徴収条例の廃止)</p> <p>2 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>3 (略)</p> <p>(法附則第9条第1項の適用がある間の私立幼稚園の利用者負担額の経過措置)</p> <p>4 法附則第9条第1項の適用を受ける間、同項第1号イ、第2号イ(1)及びロ(1)並びに第3号イ(1)及びロ(1)に規定する政令で定める額を限度として当該<u>教育・保育給付認定保護者</u>の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額は、それぞれ当該規定に規定する政令で定める額を限度として、規則で定める。</p> <p>(施行前の準備)</p> <p>5 (略)</p> |

議案第55号

淡路市津名港ターミナルの設置及び管理に関する条例及び淡路市岩屋ハーバーパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市津名港ターミナルの設置及び管理に関する条例及び淡路市岩屋ハーバーパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月2日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市津名港ターミナルの設置及び管理に関する条例及び淡路市岩屋ハーバーパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(淡路市津名港ターミナルの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 淡路市津名港ターミナルの設置及び管理に関する条例(平成17年淡路市条例第206号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「若しくは駐輪場」を削る。

第7条第1号中「別表第1(1)又は(2)」を「別表第1項第1号又は第2号」に改める。

第8条の見出し中「**駐輪場**」を削り、同条中「別表第1」を「別表第1項第3号又は同表第2項」に改める。

第12条から第12条の3までを削る。

第13条中「又は利用者」を「利用者又は駐輪場を利用する者」に改め、同条を第12条とし、第14条を第13条とし、第15条を第14条とする。

第16条第1項中「第14条第1項」を「第13条第1項」に、「施設の専用利用者」を「専用利用者」に改め、同条第2項中「別表第1」を「別表」に改め、同条を第15条とし、第17条を第16条とする。

別表第2を削る。

別表第1中「第8条、第16条」を「第7条、第8条、第15条」に改め、第3項を削り、同表を別表とする。

(淡路市岩屋ハーバーパークの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 淡路市岩屋ハーバーパークの設置及び管理に関する条例(平成19年淡路市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第6条中「別表第1」を「別表」に改める。

第11条から第13条までを削り、第14条を第11条とし、第15条を第12条とし、第16条を第13条とする。

第17条第1項中「第15条第1項」を「第12条第1項」に改め、同条第2項中「別表第1」を「別表」に改め、同条を第14条とし、第18条を第15条とする。

別表第2を削る。

別表第1中「第6条」を「第6条、第14条」に改め、同表を別表とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の淡路市津名港ターミナルの設置及び管理に関する条例及び淡路市ハーバーパークの設置及び管理に関する条例の規定によりされた処分、手続その他の行為については、なお従前の例による。

淡路市津名港ターミナルの設置及び管理に関する条例及び淡路市岩屋ハーバーパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
第1条による改正(淡路市津名港ターミナルの設置及び管理に関する条例の一部改正)

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|--|
| <p>(利用の許可)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 駐車場若しくは駐輪場又は建物の会議室を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(専用利用者の使用料等)</p> <p>第7条 前条第1項の許可を受けた者(以下「専用利用者」という。)は、次に掲げる経費を納付しなければならない。</p> <p>(1) <u>別表第1(1)又は(2)に定める使用料</u></p> <p>(2) 利用に係る維持管理経費並びに建物の共用設備及び建物の保全等に要する経費</p> <p>(駐車場、駐輪場及び建物の会議室の使用料)</p> <p>第8条 第6条第2項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、当該利用に係る<u>別表第1</u>に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>(自動車等の放置に対する措置)</p> <p>第12条 市長は、<u>駐車場等内において、自動車等が相当の期間継続して置かれ、又は放置されていると認めるときは、放置自動車等に当該自動車等の利用者又は所有者(以下「利用者等」という。)が自ら撤去すべき警告札等を取り付けることができる。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項に規定する措置を講じた後なお一定の期間放置されている自動車等については、適切な場所に移送し、及び保管することができる。</u></p> <p>(保管した自動車等に対する措置)</p> | <p>(利用の許可)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 駐車場又は建物の会議室を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(専用利用者の使用料等)</p> <p>第7条 前条第1項の許可を受けた者(以下「専用利用者」という。)は、次に掲げる経費を納付しなければならない。</p> <p>(1) <u>別表第1項第1号又は第2号に定める使用料</u></p> <p>(2) 利用に係る維持管理経費並びに建物の共用設備及び建物の保全等に要する経費</p> <p>(駐車場及び建物の会議室の使用料)</p> <p>第8条 第6条第2項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、当該利用に係る<u>別表第1項第3号又は同表第2項</u>に定める使用料を納付しなければならない。</p> |

淡路市津名港ターミナルの設置及び管理に関する条例及び淡路市岩屋ハーバーパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
 第1条による改正(淡路市津名港ターミナルの設置及び管理に関する条例の一部改正)

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|---|
| <p><u>第12条の2 市長は、前条第2項の規定により自動車等を保管したときは、その旨を告示しなければならない。ただし、市長は、自動車等が明らかにその機能を喪失していると認めるものについては、直ちにこれを処分することができる。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の規定により自動車等を保管したとき、又は利用者等の確認ができるときは、当該利用者等に対してその旨を文書で通知しなければならない。</u></p> <p><u>3 市長は、第1項の規定による告示の日から60日を経過してもなお当該自動車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するときは、当該自動車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自動車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認めるときは、当該自動車等につき廃棄物の処分をすることができる。</u> <u>(費用の徴収)</u></p> <p><u>第12条の3 市長は、第12条第2項の規定により自動車等を移送し、及び保管したときは、当該移送及び保管に要した費用として、別表第2に定める額を当該利用者等から徴収することができる。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u> <u>(損害賠償義務)</u></p> <p><u>第13条 専用利用者又は利用者が、自己の責めに帰すべき理由により、施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> | <p>(損害賠償義務)</p> <p><u>第12条 専用利用者、利用者又は駐輪場を利用する者が、自己の責めに帰すべき理由により、施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> |

淡路市津名港ターミナルの設置及び管理に関する条例及び淡路市岩屋ハーバーパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
 第1条による改正(淡路市津名港ターミナルの設置及び管理に関する条例の一部改正)

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|--|
| <p>(指定管理者による管理)</p> <p><u>第14条</u> (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(指定管理者の業務)</p> <p><u>第15条</u> (略)</p> <p>(利用料金)</p> <p><u>第16条</u> 第7条及び第8条の規定にかかわらず、<u>第14条第1項</u>の規定により、施設の管理を指定管理者に行わせる場合には、<u>施設の専用利用者又は利用者は</u>、当該指定管理者に利用料金を納めなければならない。</p> <p>2 利用料金の額は、<u>別表第1</u>に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第17条</u> (略)</p> <p><u>別表第1</u> (<u>第8条、第16条</u>関係)</p> <p>1 建物</p> <p>(1) 専用利用</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(2) 共用利用</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(3) 会議室</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2 駐車場</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>3 駐輪場</u></p> | <p>(指定管理者による管理)</p> <p><u>第13条</u> (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(指定管理者の業務)</p> <p><u>第14条</u> (略)</p> <p>(利用料金)</p> <p><u>第15条</u> 第7条及び第8条の規定にかかわらず、<u>第13条第1項</u>の規定により、施設の管理を指定管理者に行わせる場合には、<u>専用利用者又は利用者は</u>、当該指定管理者に利用料金を納めなければならない。</p> <p>2 利用料金の額は、<u>別表</u>に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第16条</u> (略)</p> <p><u>別表</u> (<u>第7条、第8条、第15条</u>関係)</p> <p>1 建物</p> <p>(1) 専用利用</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(2) 共用利用</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(3) 会議室</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2 駐車場</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> |

淡路市津名港ターミナルの設置及び管理に関する条例及び淡路市岩屋ハーバーパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
 第1条による改正(淡路市津名港ターミナルの設置及び管理に関する条例の一部改正)

| 現 行 | 改 正 案 | | | | | | | | | | | | |
|--|---------------------------------|-----|---|----|----|----|------------|---------------------|--|---------------------|------------|---------------------------------|-----------------------|
| <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"> <u>自動二輪車、自転車</u> <u>(原動機付自転車を</u> <u>含む。)</u> </td> <td style="text-align: center;">無料</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1～7 (略)</p> <p><u>別表第2(第12条の3関係)</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">費用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>自転車</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1台につき 1,040円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>自動二輪車・</u> <u>原動機付自転</u> <u>車</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1台につき 1,570円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>自動車</u></td> <td style="text-align: center;"><u>実費を勘案して別に</u> <u>定める額</u></td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 使用料 | <u>自動二輪車、自転車</u> <u>(原動機付自転車を</u> <u>含む。)</u> | 無料 | 区分 | 費用 | <u>自転車</u> | <u>1台につき 1,040円</u> | <u>自動二輪車・</u> <u>原動機付自転</u> <u>車</u> | <u>1台につき 1,570円</u> | <u>自動車</u> | <u>実費を勘案して別に</u> <u>定める額</u> | <p>備考 1～7 (略)</p> |
| 区分 | 使用料 | | | | | | | | | | | | |
| <u>自動二輪車、自転車</u> <u>(原動機付自転車を</u> <u>含む。)</u> | 無料 | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 費用 | | | | | | | | | | | | |
| <u>自転車</u> | <u>1台につき 1,040円</u> | | | | | | | | | | | | |
| <u>自動二輪車・</u> <u>原動機付自転</u> <u>車</u> | <u>1台につき 1,570円</u> | | | | | | | | | | | | |
| <u>自動車</u> | <u>実費を勘案して別に</u> <u>定める額</u> | | | | | | | | | | | | |

淡路市津名港ターミナルの設置及び管理に関する条例及び淡路市岩屋ハーバーパーキングの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
 第2条による改正(淡路市岩屋ハーバーパーキングの設置及び管理に関する条例の一部改正)

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|--|
| <p>(使用料) 第6条 第4条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、<u>別表第1</u>に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p><u>(自動車の放置に対する措置)</u> 第11条 市長は、<u>駐車場内において、自動車</u> <u>が相当の期間継続して置かれ、又は放置</u> <u>されていると認めるときは、放置自動車に</u> <u>当該自動車の利用者又は所有者(以下「利</u> <u>用者等」という。)が自ら撤去すべき警告</u> <u>札等を取り付けることができる。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項に規定する措置を講じた後</u> <u>なお一定の期間放置されている自動車に</u> <u>ついては、適切な場所に移送し、及び保管</u> <u>することができる。</u></p> <p><u>(保管した自動車に対する措置)</u> 第12条 市長は、<u>前条第2項の規定により</u> <u>自動車を保管したときは、その旨を告示し</u> <u>なければならない。ただし、市長は、自動</u> <u>車が明らかにその機能を喪失していると</u> <u>認めるものについては、直ちにこれを処分</u> <u>することができる。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の規定により自動車を保管</u> <u>したとき、又は利用者等の確認ができると</u> <u>きは、当該利用者等に対してその旨を文書</u> <u>で通知しなければならない。</u></p> <p>3 <u>市長は、第1項の規定による告示の日か</u> <u>ら60日を経過してもなお当該自動車を</u> <u>返還することができない場合においてそ</u> <u>の保管に不相当な費用を要するときは、当</u> <u>該自動車を売却し、その売却した代金を保</u></p> | <p>(使用料) 第6条 第4条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、<u>別表</u>に定める使用料を納付しなければならない。</p> |

淡路市津名港ターミナルの設置及び管理に関する条例及び淡路市岩屋ハーバーパーキングの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
 第2条による改正(淡路市岩屋ハーバーパーキングの設置及び管理に関する条例の一部改正)

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|---|
| <p><u>管することができる。この場合において、当該自動車につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、当該自動車につき廃棄物の処分をすることができる。</u></p> <p><u>(費用の徴収)</u></p> <p><u>第13条</u> 市長は、<u>第11条第2項の規定により自動車を移送し、及び保管したときは、当該移送及び保管に要した費用として別表第2に定める額を当該利用者等から徴収することができる。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(損害賠償等)</p> <p><u>第14条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p><u>第15条</u> (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(指定管理者の業務)</p> <p><u>第16条</u> (略)</p> <p>(利用料金)</p> <p><u>第17条</u> 第6条第1項の規定にかかわらず、<u>第15条第1項の規定により、駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合には、駐車場の利用者は、当該指定管理者に利用料金を納めなければならない。</u></p> <p>2 利用料金の額は、<u>別表第1</u>に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第18条</u> (略)</p> | <p>(損害賠償等)</p> <p><u>第11条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p><u>第12条</u> (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(指定管理者の業務)</p> <p><u>第13条</u> (略)</p> <p>(利用料金)</p> <p><u>第14条</u> 第6条第1項の規定にかかわらず、<u>第12条第1項の規定により、駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合には、駐車場の利用者は、当該指定管理者に利用料金を納めなければならない。</u></p> <p>2 利用料金の額は、<u>別表</u>に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第15条</u> (略)</p> |

淡路市津名港ターミナルの設置及び管理に関する条例及び淡路市岩屋ハーバーパーキングの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
 第2条による改正(淡路市岩屋ハーバーパーキングの設置及び管理に関する条例の一部改正)

| 現 行 | 改 正 案 | | | | |
|---|----------------------|-----------|------------|----------------------|--|
| <p><u>別表第1</u> (<u>第6条</u>関係)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 30px; margin: 10px auto; text-align: center;">(略)</div> <p>備考 1 ~ 3 (略)</p> <p><u>別表第2</u> (<u>第13条</u>関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;"><u>区分</u></th> <th style="text-align: center;"><u>費用</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>自動車</u></td> <td style="text-align: center;"><u>実費を勘案して別に定める額</u></td> </tr> </tbody> </table> | <u>区分</u> | <u>費用</u> | <u>自動車</u> | <u>実費を勘案して別に定める額</u> | <p><u>別表</u> (<u>第6条</u>、<u>第14条</u>関係)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 30px; margin: 10px auto; text-align: center;">(略)</div> <p>備考 1 ~ 3 (略)</p> |
| <u>区分</u> | <u>費用</u> | | | | |
| <u>自動車</u> | <u>実費を勘案して別に定める額</u> | | | | |